

第三十回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第一号

(一三)

昭和三十三年十月二日(木曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事 網島 正興君 理事 福田 一君

理事 坊 秀男君 理事 石野 久男君

理事 佐藤 次郎君

荒木 萬壽夫君 内田 常雄君

嶋田 宗一君 小山 長規君

進藤 一馬君 西村 英一君

細田 義安君 山下 春江君

山村 庄之助君 山本 勝市君

春日 一幸君 久保田 鶴松君

田万 廣文君 竹谷 源太郎君

廣瀬 勝邦君 松尾 トシ子君

山本 幸一君 横路 節雄君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵 大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

大蔵 政務次官 山中 貞則君

大蔵 事務官 石原 周夫君

(主計局長)

大蔵 事務官 原 純夫君

(主税局長)

大蔵 事務官 正示 啓次郎君

(理財局長)

大蔵 事務官 賀屋 正雄君

(管財局長)

大蔵 事務官 石田 正君

(銀行局長)

大蔵 事務官 酒井 俊彦君

(為替局長)

委員外の出席者

専門 員 坂井 光三君

として進藤一馬君が議長の指名で委員に選任された。

九月二十九日

所得税法の一部を改正する法律案
(佐藤 次郎君外十三名提出、第二十九回国会案法第七号)

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

接収資金等金の処理に関する法律案(内閣提出第六号)(予)

本日国会に付した案件
国政調査承認要求に関する件
小委員会設置に関する件
国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

接収資金等金の処理に関する法律案(内閣提出第六号)(予)

税制に関する件
金融に関する件
外国為替に関する件

○早川委員長 これより会議を開きます。

佐藤大蔵大臣より発言を求められております。佐藤大蔵大臣。

○佐藤大蔵大臣 この機会に、大蔵委員の皆様方に御了承をお願いしたいと思います。

九月二十九日
委員石坂繁君辞任につき、その補欠

の総会が、十月六日から十日まで五日間、インドのニューデリーにおいて開催されることになっております。時あたかも臨時国会召集中でございます。従いまして、この総会に出席することに

つきまして、いろいろ考究もし、まことに苦しい立場で考えて参ったのでございまして。先月も、参議院の委員会におきまして質問がございました。国会の重要な点、同時にまた今回開かれ

て、二つを果し得るような方法はないか、かようなことで苦慮しておる、こ

ういうお話をいたしましたような次第でございます。今回の総会並びに在来の総

会の形を見ますと、総務でありました大蔵大臣、大蔵大臣が総務でござ

います。総務が欠席したことは、ただいままでないでございまして。もち

ろん、過去におきましては、臨時国会とそれが期日を同じくするといふよう

なこととはなかったかと思ひます。総務である各国の大蔵大臣はこの会議を大

へん重要視いたしておるのであります。従いまして、今回の総会におきま

しても、遠近を問わず、総務諸君がニューデリーに集まる、こいうこと

になつております。私も、こいうこと

いたしましたのは、そいう過去の慣行とでも申しますか、過去の実績は別

会、これにはやはり出かけることが、国際親善上と申しますか、今後の仕事を遂行していく上において大へんいいのではないかと、かようにも考えておつたのであります。同時にまた、今回の総会におきましては、理事の選任とい

いますか、改任、こいう時期にもなつておるのであります。日本は、日

本グループとでも申しますか、他の三

国と協同いたしまして、一人の理事を出して

の改選の時期になつておりますので、これらのグループを取りまとめる、そ

うして、従前同様日本から理事を出していく、こいうこともぜひとも努力

したいと思つておる次第であります。さらにまた、かねてから借款を申し

込んでおります世銀最高主権ともい

う協議を持ちまして、今日まで未解決になつております懸案等について、

来年度予算の編成も差し迫つておるこ

の隙でございまして、十分見通しをつけて参りたいと思ひます。その

他、東南アジア諸国との間におきましては、今日まで、貿易、輸出振興の観

短縮するといへ、留守をいたしましたことは、私自身みずから省みまして、職責上大へん心配もいたしておるのでございます。できるだけ期間を短縮いたしまして、国会の審議に支障を来さないように最大の努力をするといふことにいたしました。会議の開催前に行われますいろいろの予備的な会合等はこれを見送ることにし、四日の夜出発いたしました。六日の開会に間に合うようにし、これを終えまして、そうして東南アジアの諸君とも話し合いを終了させて、十四日には帰つて参りたい。かような非常に短期間の旅行にいたしますので、皆様方に特に御了承を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

留守中におきましては三木企画庁長官が大蔵大臣代理を勤めるということもなつております。この点もあわせて御了承を賜ります。大事な国会開会中に外国に使用し、この点何とぞ御了承を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。一言、あいさついたします。

○早川委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会におきましては、毎会期議長の承認を得て所管に属する事項につき国政に関する調査をいたしておりますが、本会期中におきましても、税制に関する事項、金融に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

事項及び補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する事項の八項目につきまして、閣議に付する調査をいたしたいと存じますので、議長に対して承認方を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

なお、要求書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○早川委員長 次に、九月二十九日付託になりました国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案及び同日予備付託になりました接収貨金等その他の処理に関する法律案の両案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。佐藤大蔵大臣。

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
題名の次に次の目次及び章名を加える。

目次
第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関（第四条—第七条）

第三章 宿舍の設置及び廃止等（第八条—第十三条の二）
第四章 宿舍の維持及び管理（第十三条の三—第十八条）
第五章 雑則（第十九条—第二十条）

附則

第一章 総則

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、国が国家公務員に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することとする国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。）をいう。

二 宿舍 職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

三 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省をいう。

四 各省各庁の長 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

（宿舍の種類）

第三条 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種とする。

第四条の次に次の章名を加える。

第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関

（設置の機関）

第四条 宿舍の設置は、大蔵大臣が行うものとする。

（維持及び管理の機関）

第五条 合同宿舍（省庁別宿舍以外の宿舍をいう。以下第八条の二第二項において同じ。）は大蔵大臣が、省庁別宿舍は当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

（総括の機関）

第六条 大蔵大臣は、宿舍の設置並びに維持及び管理（以下「設置等」という。）の適正を期するため、宿舍に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。

二 大蔵大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持

二 転用（宿舍の用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下この号において「宿舍用財産」という。）以外の国有財産を宿舍用財産とすることをいう。以下第九条において同じ。）、交換又は寄付の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各省各庁の長

三 特定の官署に勤務する職員のために一時に多数の宿舍を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で、大蔵大臣が指定する場合 当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長

（維持及び管理の機関）

第五条 合同宿舍（省庁別宿舍以外の宿舍をいう。以下第八条の二第二項において同じ。）は大蔵大臣が、省庁別宿舍は当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

（総括の機関）

第六条 大蔵大臣は、宿舍の設置並びに維持及び管理（以下「設置等」という。）の適正を期するため、宿舍に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。

二 大蔵大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持

二 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。

（事務の委任）

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、宿舍の維持及び管理に関する事務の一部を委任することができる。

（設置計画）

第八条 宿舍の設置は、宿舍の設置に関する年度計画（以下次条において「設置計画」という。）に基づいて行われなければならない。

第八条の二 各省各庁の長は、毎会計年度、政令で定めるところにより、宿舍設置に関する要求につ

持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舍の種類（第三条に規定する宿舍の種類をいう。以下第十三条の二第一号において同じ。）の変更その他の措置を求めることができる。

ての書類を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の要求を調整して、政令で定めるところにより、合同宿舎及び省庁別宿舎の別（省庁別宿舎については、さらに各省各庁別）に設置計画を定め、各年度分の予算成立の日から二月以内に、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

3 各省各庁の長は、前項の通知を受けた後において、設置計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、設置計画の変更を求めることができる。

4 大蔵大臣は、前項の要求がやむを得ないものであると認めるときは、すみやかに設置計画を変更し、その変更の内容をその要求に係る各省各庁の長に通知するものとする。

5 第二項に規定する場合のほか、大蔵大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。

6 大蔵大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁における職員の職務の性質、宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を考慮しなければならない。

（設置の方法）
第九条 宿舎の設置は、建設（土地を宅地に造成することを含む）、購入、交換、寄付、転用及び借受の方法により行うものとする。

第十号各号列記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員に改め、同条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十一号の二を同条第十一号とする。

第十一号中「備品の下に」を「つばら居住者の私用に供するものを除く。」を加える。
第十二条第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる国家公務員」を「次に掲げる職員」に改め、同条第一号中「従事しなければならない」を「従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない」に改め、同条第二号中「従事するもの」を「従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない」に改め、同項第四号中「構内」の下に「又はこれに近接する場所」を加え、同条第二項中「国家公務員」を「職員」に改める。

第十三条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「受ける者以外の国家公務員」を「受ける職員以外の職員」に改め、同条第一号及び第二号中「国家公務員」を「職員」に、「事業」を「又は事業」に、「場合」を「場合」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。
（省庁別宿舎の廃止等についての）
第十三条の二 次に掲げる場合においては、省庁別宿舎の維持及び管理を行つて、各省各庁の長は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 当該省庁別宿舎について、宿舎の廃止（宿舎をその用に供しないことと決定すること）をい

る。以下第十八条第一項第五号において同じ。）をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。

二 当該省庁別宿舎を他の各省各庁の長が維持及び管理を行つて、省庁別宿舎としてしようとするとき。

第十四条の前に次の章名及び二条を加える。

第四章 宿舎の維持及び管理
（被貸手者に対する監督）
第十三条の三 宿舎の維持及び管理を行つて、各省各庁の長（以下「維持管理機関」という。）は、被貸手者（宿舎の貸手を受けた者及び第十八条第一項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）をいう。以下同じ。）がこの法律に定める義務を守つていなければならない。監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（無料宿舎を貸与する者の選定）
第十三条の四 一の無料宿舎について当該宿舎の貸手を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与しなければならない。

第十五条を削り、第十四条第一項中「月額」とし、政令で定める一坪当りの使用料の基準に基いて、月額に

よるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第十八条第一項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により、各省

各庁の長は、その維持管理機関に改め、同条第四項中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「居住者は、これらの規定に」を「その者又はその同居者は、その」に、「宿舎を明け渡す日」を「同項又は同条第二項の規定による明渡期日」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。
第十三条の四の次に次の一条を加える。

（有料宿舎を貸与する者の選定）
第十四条 有料宿舎を貸与する者の選定に当つては、当該宿舎の維持管理機関は、政令で定めるところにより、国の事務又は事業の円滑な運営の必要に基き公平に行わなければならない。

第十六条を次のように改める。
（宿舎の使用上の義務）
第十六条 被貸手者は、善良な管理者の注意をもつてその貸手を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸手者は、その貸手を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行つてはならない。

3 被貸手者は、その責に帰すべき事由によりその貸手を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

4 前条第五項の規定は、被貸手者（同居者に限る。）の第一項又は第二項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

第十七条第一項中「修繕」の下に「（被貸手者の責に帰すべき事由（前条第三項ただし書の火災を除く。）による損傷又は汚損に係る修繕を除く。）を加え、費用は」を「費用（もつぱら居住者の私用に係るものを除く。）」に改め、同条第二項中「居住者」を「被貸手者」に、「因り」を「よりに」、「き損」を「損傷」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

第十九条を削り、第十八条第一項中「設置、維持及び管理」を「設置等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「郵政事業その他の事業を企業的に運営する政令で定める特別会計」を「事業特別会計」に、「設置、維持及び管理」を「設置等」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（宿舎の明渡等）
第十八条 宿舎の貸手を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者（その者が第二号の規定に該当すること

ないことと決定すること）をいう。以下第十八条第一項第五号において同じ。）をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。

二 当該省庁別宿舎を他の各省各庁の長が維持及び管理を行つて、省庁別宿舎としてしようとするとき。

第十四条の前に次の章名及び二条を加える。

第四章 宿舎の維持及び管理
（被貸手者に対する監督）
第十三条の三 宿舎の維持及び管理を行つて、各省各庁の長（以下「維持管理機関」という。）は、被貸手者（宿舎の貸手を受けた者及び第十八条第一項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）をいう。以下同じ。）がこの法律に定める義務を守つていなければならない。監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（無料宿舎を貸与する者の選定）
第十三条の四 一の無料宿舎について当該宿舎の貸手を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与しなければならない。

となつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者は、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舎を明け渡さなければならぬ。ただし、相当の事由がある場合には、その維持管理機関の承認を受けて、その該当することとなつた日から、公邸及び無料宿舎にあつては二月、有料宿舎にあつては六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一 職員でなくなつたとき。
二 死亡したとき。
三 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失ひ、又はその必要がなくなつたとき。
四 当該宿舎について国の事務又は事業の運営の必要に基き先順位者が生じたためその明渡を請求されたとき。
五 国において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡を請求されたとき。

2 有料宿舎の被貸与者は、当該宿舎の維持管理機関が、第十六条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかつたときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならぬ。

3 被貸与者が前二項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、政令で定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に應ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に應ずる使用料の額（当該宿舎が公邸又は無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎である場合とみなして第十五条第一項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額）の三倍に相当する金額をこえることができない。

4 第十五条第五項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第十九条の次に次の章名を加える。

第五章 雑則

第二十条中「大蔵大臣が」を「大蔵省令で」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(宿舎の現況に関する記録)

第二十条 維持管理機関は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならぬ。

(国家公務員法との関係)

第二十一条 第八條の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第二十二條及び第二十八條第一項の規定によ

る人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に宿舎の貸与を受けている国家公務員で改正後の国家公務員宿舎法第二条第一号に規定する職員に該当しないものは、この法律の施行の日以後引き続き当該宿舎の貸与を受けている間、同号に規定する職員であるものとみなす。

3 この法律の施行の際既に改正前の国家公務員のための国設宿舎に関する法律第十九条の規定により明け渡すべきこととなつてゐる宿舎の明渡については、なお従前の例による。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宿舎審議会の項を削る。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十号を次のように改める。

三十 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置並びに維持及び管理）をし、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

第十一條第七号を次のように改める。

七 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その

設置並びに維持及び管理）をし、並びに国家公務員の宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

6 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

理由

国家公務員宿舎制度の運営の実情にかえりみ、宿舎の設置等に関する機関、宿舎の設置に関する年度計画、有料宿舎の使用料の算定基礎、宿舎の貸与を受けた者の使用上の義務その他の事項について所要の規定の整備を図るとともに、宿舎審議会を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミウム及びこれらの合金の地金及び製品

二 ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品

三 前各号に掲げるものの容器及び付属品

四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦（政令で定める地域を除く。）内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

3 この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一 接収された貴金属等（接収の後には溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」という。）

二 接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金（これに係る利息を含む。以下同じ。）

三 連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして

連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。)

第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。)

(他の法令との関係)

第三条 保管貴金屬等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

(返還等の処理機関)

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第五条 その占有に係る貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という。又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。))で、この法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状

その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができ。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む。))は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができ。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、代替貴金屬に関する法律第四条の規定により当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。))は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金屬に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができ。

4 接収貴金屬等の所有者(当該接収貴金屬等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。))は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金屬等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算

して七月以内に限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができ。

5 接収貴金屬等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金屬等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金屬等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金屬等の返還の請求をすることができない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金屬等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接収者又は接収貴金屬等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金屬等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

(接収貴金屬等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金屬等については、返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることができず(以下「権利者」という。))であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接収貴金屬等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定(返還請求者が権利者であると認めることを含む。))は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなくてはならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当すると

きは、当該接収貴金屬等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接収貴金屬等の種類、形状又は個数(政令で定めるものについては、総重量)を認定することができないとき。

三 当該接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちにないことが明らかとなるとき(当該接収貴金屬等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金屬等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金屬等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。)

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金屬等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ。

2 前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。

ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

(特定する場合の返還)

第八条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定(その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。))に係る接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接収貴金屬等に係る権利者に返還しなければならない。

(特定しない場合の返還)

第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金屬等を返還しなければならない。

一 保管貴金屬等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。))で第六条第

一項の認定に係る接収貴金屬等と種類、形状、品位及び重量（第六条第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に應じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

三 第六条第一項の認定に係る接収貴金屬等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金屬等で第二号第三項第一号に掲げるものうち当該接収貴金屬等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金屬等で第二号第三項第一号に掲げるものうち最低の品位のものに等しい品位並びに当該保管貴金屬等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとなし、当該接収貴金屬等を評価した価額を限度として当該保管貴金屬等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

四 第六条第一項の認定に係る接収貴金屬等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金屬等の評価額がその者に對する当該接収貴金屬等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金屬等については、これらの規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金屬等の評価額又はその満たない額に應じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金屬等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金屬等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金屬等で第二号第三項第一号に掲げるものうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとなす。

接収貴金屬等	保管貴金屬等
金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二号第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

銀の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二号第二項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
白金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ルテニウムの地金	第二号第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの地金	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの地金	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスミウムの地金	第二号第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの
イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したものであるもの
金	一 接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの
第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の方に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したものであるもの

- 2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。
- 3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができ、ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
- (第五条第二項又は第三項の請求に対する返還)
- 第十条 大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の規定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

- ければならない。
- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。
- (返還できない保管貴金属等の帰属)
- 第十一条 前三条の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することができないものを含む)は、国に帰属する。
- (返還の通知)
- 第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。
- (返還に対する不服の申立)
- 第十三条 第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ、
- 2 前条の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後に、前項の不服の申立をすることができ、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを疎明した場合は、この限りでない。
- 3 第一項の不服の申立は、第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の認定(その認定を変更する第七条第三項の決定を含む)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。
- 4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。
- (受け取られない保管貴金属等の帰属)
- 第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

- 定を変更する第七条第三項の決定を含む)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。
- 4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。
- (受け取られない保管貴金属等の帰属)
- 第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。
- 2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。
- (接収貴金属等の上に存した権利)
- 第十五条 第五条第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九条の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。
- 2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五条第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に於けるものとす。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものとす。
- (納付金)
- 第十六条 第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。
- 2 前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基づき、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買い戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む)

以下次条及び第十九条において同じ。についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基づきこれらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等（金属の地金及び製品に限る。）の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができ。

（納付義務に関する認定等）

第十七條 第五條第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八條か

ら第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3 第六條第二項及び第四項並びに第七條の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六條第四項の通知は、第十二條の返還の通知をする前に行わなければならない。

（納付金の求償）

第十八條 第八條から第十條までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六條の規定による納付金は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百九十六條第一項に規定する必要費とする。

2 第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基づいて買戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六條の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

（税法の適用）

第十九條 その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対して第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六條の規定により納付する金額、第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属

等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十條の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接収貴金属等についての返還の請求に対して、第九條又は第十條の規定により、第二條第三項第二号に規定する預金又は第九條第三項ただし書（第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。（交易営団等の接収貴金属等に関する特例）

第二十條 大蔵大臣は、接収貴金属等について第六條第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である

場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基づき、金属配給統制株式会社、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基づき、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。）

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む。）

2 第五條第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属し

ていたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六條第二項及び第七條の規定は、第一項の認定（第六條第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対して、第八條又は第九條の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

（交付金）

第二十一條 国は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費

の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九條第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一條の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金屬等に該当するダイヤモンド（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六條第一項の規定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあな分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交

付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（接収貴金屬等処理審議会）
第二十二條 大蔵省に、接収貴金屬等処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項（第十七條第三項及び第二十二條第四項において準用する場合を含む。）又は第十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十條第一項の規定による認定

七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一 法制局長官
二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副総裁

六 学識経験者 六人以内

2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金屬等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事項につき特別の利害關係を有する委員は、当該事項に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができ

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

（事務の委託）
第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

（罰則）

第二十七條 第五條の規定による返還の請求に関して、虚偽の申立をし、又は第十七條第一項若しくは第二十二條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律

二 接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）

三 代替貴金屬に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に帰属する。

4 この法律の規定により国に帰属した貴金屬等及び同法の規定により国に返還された固有の貴金屬等で一般会計に所屬するものは大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般会計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別会計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別会計においては、当分の間、前項の規定により同会計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）第一条第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合国占領軍から政府に引き渡された第二條第三項各号に掲げるもの（同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で代替貴金屬に関する法律第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。）のうち、昭和二十七年四月二十八日からこの法律の施行の日の前日までの間に返還したものの明細を、この法律の施行後すみやかに、公告しなければならない。

8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第三項を第四項とし、

第二項の次に次の一項を加える。

3 管財局に臨時貴金屬處理部を置く。

第十條第十一号を次のように改める。

十一 金の買取又は売渡の基本方針に関すること。

第十一條に次の二号を加える。

十五 貴金屬特別會計を管理す

接收貴金屬等處理
審議會

接收貴金屬等の處理に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第二十三條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。

理由

連合國占領軍に接收され、その後連合國占領軍から政府に引き渡された貴金屬及びダイヤモンド並びに接收貴金屬等に代るべきものとして連合國占領軍から政府に引き渡された金の地金等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の處理をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 ただいま議題となりました國家公務員のための國設宿舍に關する法律の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

國家公務員のための國設宿舍に關する法律、昭和二十四年八月から施行されたものでありますが、何分にも占領下に制定された法律でもあり、施行後十年になる今日におきましては、制度、運用の両面にわたり是正補完すべ

ること。

十六 接收貴金屬等の處理に關すること。

同条に次の一項を加える。

2 臨時貴金屬處理部においては、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。

第十七條第一項の表中連合國財産補償審査会の項の次に次のように加える。

き事項が少くありませんので、この際実情に即して改正しようとするものであります。

次に、主たる改正点につきましてその概要を申し上げます。

第一は、宿舍審議會の廃止であります。宿舍審議會は、もとより、法律制定時におきましては、多年不統一に放任されてきた宿舍制度に關する諸問題を一挙に解決することが困難でありましたので、本来は法律に明定すべき宿舍の維持管理の基準、有料宿舍の使用料の基準等の重要事項を、その調査審議の結果を待つて決定するという建前をとらざるを得なかつたために設置されたものであります。しかしながら、宿舍制度がおおむね確立された今日におきましては、これらの重要事項は、当然法律に明定すべきものと考へ、今回の改正案に織り込むこととしたので、この際行政簡素化の趣旨に即して、これを廃止しようとするものであります。

第二は、宿舍貸与の印象となる國家公務員の範圍が不明確でありますので、宿舍設置の目的等にかんがみまして、その範圍を原則として常時勤務に服する國家公務員に限ろうとするものであります。なお、臨時職員でありましても、その職務の性質上宿舍貸与の必要があるもの等につきましては、政令で定めるところにより宿舍を貸与し得ることとして、実情に即した配慮を加えることとしたのであります。

第三は、宿舍の設置に關しまして、その基本となります設置計画の作成及び変更の手續を明確にし、また、公邸の備品、光熱水料等の費用の負担区分及び無料宿舍を貸与する者の範圍を明確にしたことであります。

第四は、宿舍の維持管理に關してであります。有料宿舍の使用料は、原則として宿舍の設置等に要する費用を回収する建前のもとにその算定方法を合理的なものに改め、また被貸与者の宿舍使用上の義務を明確にし、さらに宿舍の明け渡し事由、損害賠償金について必要な規定の追加を行うこととしたものであります。

以上のはか、所要の規定の整備をはかり、事務處理の円滑化をはかつたものであります。

次に、接收貴金屬等の處理に關する法律案について申し上げます。

終戦後、連合國占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白銀、ダイヤモンド等の貴金屬等を接收したのであります。講和条約の発効とともに、これらの貴金屬等を政府に引き渡したのであります。そこで、政府といたしましては、さきに、接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律によつ

て、貴金屬等を接收された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合國占領軍から引き渡された貴金屬等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、これらの接收貴金屬等について返還その他の處理をいたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

なお、接收貴金屬等の處理に關する法律案は、御承知の通り、さきに、第二十六國會において衆議院を通過し、第二十六國會から第二十八國會にわたつて參議院において御審議願ひましたが、今回提出いたしました法律案の内容は、前回御審議願ひました法律案の内容とはほぼ同じでございます。

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金屬等を接收された者は、この法律の施行の日から五カ月以内に、大蔵大臣に対してその接收された貴金屬等の返還を請求することとし、接收された者がその請求をしない場合は、接收された貴金屬等の所有者が、法律の施行の日から七カ月以内に、返還の請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることとしたのであります。

第二に、返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、その接收貴金屬等の種類、形状、品位、個数及び重量等を、証拠に基いて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが大蔵大臣の保管している貴金屬等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、大蔵大臣の保管している貴金屬等から特定するものを除いた残りの貴金屬等を、認定にかかるとる貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度に応じて、その個数または評價額の割合により按分して返還することとしたのであります。

第三に、この法律により返還される貴金屬等につきましては、國、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるとるものを除き、連合國占領軍から政府が引き渡しを受けて以来返還されるまでの間の管理費用に相当する額として、返還を受けた貴金屬等の価額の二割に相当する金額を國に納付させることとしております。

第四に、接收された貴金屬等のうちには、交易營団、社団法人中央物資活用協會または社団法人金銀運營會が、戦時中、政府の金、銀、白銀またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したものの、金銀配給統制株式会社が、政府の指示に基いて、交易營団または中央物資活用協會の回収した貴金屬を買い入れたものの、金銀運營會が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金資金特別會計から払い下げを受けたもの、及び、軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買い入れたものがあり、これらのものは、すべて國に帰属させることとし、これらの者に対しては、貴金屬等の取得の代金及びその手数料または加工費に相当する金額をそれぞれ交付することとしたのであります。

第五に、接收貴金屬等の處理を慎重かつ適正に行うため、認定、返還、不服の申し立ての處理その他の重要事項

されておりまして、七百億見当という数字で進んでおります。これが現実の問題でございます。

○横山委員 現実の問題だから、私は特にあなたにたゞしておきたいと思うのです。これが十億とか五億のはした、半端な数字ならば、当然これは理解される。けれども、平年度八百億、初年度七百億といつて具体的な数字をおっしゃって、おいて、そうしてただいま手元あるいは政府において作業にかかっているのは、はつきり初めから平年度七百億、初年度五、六百億と割り切つて、初めから別のワクを作つておられるから、間違ひがある。これが当初の約束のようにやつてみてこゝまでなつたというならば、また多少の違いなら怒すべき点もあるけれども、片方でそう言つておいて、片方では別のワクを作つて、これが公約だつたです。よゝう言ひのがれば許されぬ。あなたが誠実に質問をしていきましようが、今の御答弁ではまるつきりだれが聞いてもおかしいです。どうしてそういうことになるのか。諸般の事情からいつて公約が守られない、港灣も道路も作らなければならぬ、あれもやらなければならぬから、こゝういふ約束であつたけれども、この際守れないといふならば、当然それを了として別の観点から話を進めましようけれども、やつてみたならば、これだけぐらゐいかならぬといふのは、話が違ふ。事実と相違する。平年度七百億、初年度五、六百億というワクを別に作つて、あなたもこれが天下に約束した公約かのごとくおっしゃるのは、これはいかぬといふのです。

○佐藤国務大臣 いかぬと言われますが、当時選挙中に出しましたものは、先ほど申すような事柄である。しかし、今日具体的に進んでおりますものは、七百億見当の減税案が進められておる。私は別に譲歩を申すわけではなく。ありのままを申す申し上げておるのであります。これは約束と違ふ、こゝういふようなお話のようにとれますが、私も、大事な、特に力を入れておりましたものは、勤労所得税の月収二万五千円までを無税にする、こゝういふ点は具体的にはつきり申し上げております。また、事業税なり固定資産税等については、おおよその見直しを申し上げております。そゝういふ点から数字が最後のところだんだんと詰まつて参りますと、そゝういふ項目が落ちていくとかいふことでおしかりを受けるならば、これは別でございますが、数字で詰めた結果、ただいま申し上げるやうな七百億見当といふことになつておる。この実情を一つ御了承いただきたいとお願ひするのでございます。

○横山委員 私の聞いてゐるのは、なぜ数字が百億減つてきたかといふことです。あなたは、變つてきた理由として、数字をなぶつて検討していつたらそゝういふ数字になつた、こゝうおっしゃる。それでは私は公約は実行されないことになりましよう、こゝういふ立場です。ところがそゝういふ説明も事実と相反する。あなたの方は参議院ではこゝう言つてゐるけれども、さて実行段階になると、別のワクを作つて、平年度七百億、初年度五、六百億といふ別のワクで作業をしているのではないか。初めのワクではない。初めのワクはたな上げしてしまつて、あなたも別のワク

を公約の実行のごとき言い方をしているのではないか。これは違ふではないか。そゝういふのはじいたらこゝうなつたのではない、別のワクを作つて、そこで議論をなさるから、これは間違ひがあるのじゃないか。あなたが今公約をしたことは、平年度八百億、初年度七百億であるといふことをおしやつたのですから、その点については率直におしやつた。だから私はそれを了といたします。それに間違ひありません。

○佐藤国務大臣 公約と申しますか、ただいまのおおそく八百億といふのは、当時積み重ねた結果をさういふ数字になつたと思ひます。私は、ただいま御説明申し上げましように、減税の項目等をそれぞれ羅列いたしまして、それに一応の数字等が出ておつたと思ひますが、ただいまその項目が全然落ちてしまつたか、こゝういふことだと公約の骨子が失われることになるでございまいましよう。しかし、ただいま申し上げるやうに、金額の面におきまして、いろいろ早々の間に査定したものであります。それから、数字の間違ひといふか、誤算もあつたかと思ひます。

ただいま検討いたしておりますものが、平年度七百億見当である。この事実をはつきり申し上げまして、この公約に違ひとか違ひないとかいふ議論は、やはり国民の批判に待つことにさせていただきますと思ひます。私は、選挙の際の公約としては、大きく減税案が出ておりますが、その際には、ただいま参議院で私が説明を求められたやうな、当時は数字に基いて私説明したと思ひますが、その通りが発表されていかどうかは、私も明

確にはいたしておりません。ただ、党の公約として当時研究されましたもの、それから手元にあるものについて私説明したように思ひますから、当時私うそを申し上げたわけではございません。しかし、それに取上げられませんでした項目は、それぞれ拾ひ上げられており、そゝうして今日減税案として議院等でいろいろ意見を徴しておりますものが七百億見当、こゝういふものでただいま作業は進んでおる。こゝういふ事実を申し上げておる次第であります。

○横山委員 あとからいろいろな議論もございしますが、これはさらに後日に譲りますけれども、最後に一つだけ聞いておきましよう。今も、あなた自身が、公約の数字が不的確な状態でありま。あなたは、参議院で七月二日おしやつて、八月十二日私にお答へになつたのですけれども、一体何が公約であるか。参議院で言つたこととはさうであるか。公約といふのは、平年度七百億のことであるのか、八百億のことであるのか、どちらがほんとうの公約であるか、それを一つ明確にして下さい。

○佐藤国務大臣 ただいま申し上げますやうに、私どもは公約事項については忠実にこれを実施する責任があると思ひます。これは御指摘の通りでございます。当時の公約といたしまして言われておりますものが、金額としてはあるいは正確を欠いておるかも知れませんが、私思ひます。しかし、少くとも取り上げました項目は、それぞれ減税の対象として、これをつかんでゐる。特に、そのうちでも、勤労所得税の軽減については、御約束通り、これは出

ておる。こゝういふ実情にあることを一つ御了承願ひたい。

○横山委員 総額として幾らでしたかといふことを聞いておる。

○佐藤国務大臣 そゝういふものはおそろく項目としては出ておらないで、それが当時私の手元にありましたもので申し上げて、それが七、八百億ではなかつたやうかと思ひます。思ひますが、この点は、とにかくこの際に公約がどうであつたかこゝうであつたか申しますよりも、参議院で一度申し上げたこともちゃんと速記録に残つておる通りでございます。ただいま七百億見当の減税案を研究を進めつつあることも事実でございます。その二つで御判断を賜りたいと思ひます。

○横山委員 御判断をお願いしたいのはこちらの方なのであります。まことに驚き入つたことであります。税制を担当される大蔵大臣が、選挙に公約した金額は幾らだつたかな。二つに一つ、どちらですかと言つて聞いておるのに、どうもはつきり答へられないといふばかげたことは、私はないと思ひます。これはこのままにしておきましよう。これはまことに私は醜態だと思ひます。さういふ総理大臣が本会議であれだけかたくな言つた減税公約の実行といふものが、一体大蔵大臣として幾らであつたのか、私にまともに答へられないといふことは、何としても醜態きわまることだと私は思ひます。しかし、今答へられないならば、私は歩を進めて、ほかの面からあなたにお伺ひをいたしておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 これは当時選挙公約として政策大綱註解としてパブリシ

テイしたものでありますが、この中に、こゝろ書き方がいたしてござい

ます。その点が誤解を招いた点だろ

うと思います。一例を申しますと、たと

えば「固定資産税の軽減合理化をはか

る。」という項目がございまして、そ

れに注が加わっております。その結論

のところに、「仮に標準税率を一・二%

程度に下げるとすると年一八〇億円程

度の軽減になる。」という説明がいた

してあるのでございまして。これは、全

文を読んでみますと、「固定資産税は

現行では標準税率が一・四%となつて

いるが、これについては地域によつて

不均衡が甚しいとか、農林漁業・中小

企業等には負担が過重であるとか、い

ろいろ問題点もあるので充分に再検討

して相当の負担軽減をはかる方針であ

る。仮に標準税率を一・二%程度に下

げるとすると年一八〇億円程度の軽

減になる。」というよりな注釈が加

わつておるのでございまして。こゝろ

わりたいということを実は申し上げて

おるのでございまして。

○横山委員 お話の御説明を聞いて

も、私が言った参議院の七月二日の説

明とあなたの説明と矛盾を指摘をいたし

ておる事実は、おおいに驚かすことがで

きないのであります。私は、あなたに率

直にお答えを願えればけっこうなので

ありまして、別にいやがらせをしよう

というわけではない。ただ、一月月の間

に、参議院の答えと衆議院の答えが百億

違つておる。この点は僕は見のがすわけ

には参らない。そこで、きちんとした御

説明をこの際なさつておいて、そゝし

て、政府として国民に約束したことは

これである。国民の方の受け取り方が

違つておるとするならば、あなたの方

の受け取り方が違つたのです、私はこゝ

ろ言つた。こゝろ言つてもよろしいけれ

ど、あなたがこれほどきちんと数字もあ

げておつたのでありますから、こ

は、日銀の納付金の収入が非常に来

度は減ると予定される。私は、少し問題

外のようにありますけれども、七百億

なり八百億の減税が実施されるかどう

かという、そのための足がかりとして

聞いておるのでありますから……第

四番目は、前年度剰余金、これは計算

上で百九十七億ばかり減となる。それ

から経済基盤を取りくずされるとい

うお話でありますから、これは二百二

十一億であります。最初の三つの、

自然増収とたばこの専売益金と日銀の

納付金の収入減といふものは、大体ど

のくらいに見ておられるか、それをお

伺いたしたいと思います。

○原純政府委員 租税収入につきま

して申し上げます。三十四年度の租税収

入が幾らになるかというのには、まだた

だいま確定的に申し上げかねる時期で

はないか。これからいろいろと経済の

動き、政策の動きといふものを見まし

て、予算を取りまとめますのに十分間

に合ふような時期に固めて参りたいと

思つております。ただ、それではこゝろ

御論議に不便であらうというので、

在来国民所得が幾ら伸びれば税は幾ら

伸びますといふような形で申し上げて

参りました。その数字が、今までは千億

といふことを申し上げて参つておりま

す。それは租税収入一兆円ちよつと、国

民所得が六・六%伸びれば税はますそ

の五割増し、約一〇%伸びるといふこ

とで——どの程度のものであらうとい

ふことならば、こゝろ検討をして、大

きな議論のベースとしてはこゝろいふこ

とでよろしうございまして、こゝろ申し

上げて参りました。その後、御案内の通

り、本年度並びに来年度の経済の見通

しについてだんだん作業が行われてお

ります。その中では、国民所得はど

うも六・五%伸びないのじゃないかと

いうことになっております。それで

は、それが幾らになるかといふことま

ではまだ固まつておりませんが、四%

とか五%とか、あるいは六%になります

かどうか、その辺の数字がいわれ

ております。かりに国民所得が五%伸

びるといふことになりましたと、ただ

いまの方式を使いますと、租税の自然増

収は七、八百億だといふような数字が

出て参ります。ただ、ただいまの段階

で、それだけで言いつぱなしにできま

せんことは——ただいま申しました数

字は、三十三年の実績に対してそれ

だけふえるであらうといふことであり

ます。そこで、三十三年の実績がび

たり予算通り一兆二百五十九億円とい

ふ収入になるといふことを前提にする

のは非常に危険なわけでありまして、

何分一兆といふ大きな税収の中であり

ますから、百億、二百億、あるいはも

う少しの増収がありまして、場合に

よつては若干の減があるといふことは

十分あり得るわけでありまして、た

だいまの数字は、ただいまの段階では、本

年度は幾ら増減が出るかといふこと

は、ちよつと御判断になりにくいとい

います。本年度はもう半分過ぎているの

だからわかるではないかといふことで

ございまして、経済がどう動いてい

るかといふことは、御案内の通り非

常にみな議論していただくところで

ありますから、こゝろ、きめこまかく幾らふえ

るか減るかといふあたりのところは、

もう少し待つていただきたいと思います。つまり

そこを十分心にとめていただいて、最

初の数字を御判断いただきたい、こ

ろいふにお願いいたします。

○石原政府委員 専売益金が来年度ど

うなるであらうかといふお尋ねでござ

います。ただいま主税局長がお答

えを申し上げましたように、来年度の経

済情勢をどう見るかといふことがござ

いますので、今日この程度の数字に

相なるであらうといふことを申し上げ

得る時期ではございせんが、一つ申

し上げられますことは、最近のような

趨勢が続いておりましたら、少くとも

たばこの関係におきましては若干の増

収があるであらうといふことが一つ、

それから、塩の関係におきましては、

塩業整備といふことがございまして

で、これをどういふふうにいたします

か、これを編成の段階におきまして結

論を出さなければならぬのでありま

すが、それらはほかのプラス・マイナ

スのファクターがどうなるかといふこ

とがございまして、経済情勢の全般

の問題と関連をいたしまして、今後専

売公社の予算を査定をし、その結論が

出て参りますときに、数字が明らかに

なるであらうといふことを申し上げま

す。

日本銀行納付金の関係も、これまで

経済情勢あるいは来年度の金融政策

なり、金融情勢——これまで申し上げ

にくいのであります。御承知のよう

に、現在のような金融情勢で考えま

すれば、若干の減少があるといふこと

は考えられますが、それではどの程度減

少するかといふことにつきましては、

これまたもう少し見通しをつけまして

後に通知をいたします。

○横山委員 議論はありますけれども、かりに租税収入を、成長率、あなたのおっしゃる中間をとって五%としまして、八百億としましょう。専売益金が、今のお話を推定して、たばこ塩とプラス・マイナスとんだといふ説が一つある。それから、日銀の納付金は、若干とおっしゃるけれども、金融情勢の推移から見ると、相当僕は減ると思う。百六十五億は本年度でありますけれども、多分百億くらいは減るのではないかと私は見ておる。これを推計して、さらに歳出の地方交付税の清算払いの問題が計算上すぐ出て参ります。三十億の九億の減、国債費の減が、増が減となつて、百六億のプラスになつておる。経済基盤の財源として四百六十三億、これを全部プラス・マイナスしますと、あなたの方のお話を大体推定して、来年度の新規財源となるものは千二、三百億になるのではないだろうか、こういうふうに、若干の問題はありますけれども、推定をされるわけです。一方において、大蔵省の先般の御説明を聞きますと、地方交付税、公務員給与、旧軍人、義務教育、生活保護、一点軍備等の自然増が六、七億は完全に要するというお話であります。あと、そうしますと、二つで割った自由財源というものは、政府のいろいろな公約にかかわらず、私は大目に見て言つておるのであります。が、非常に僅少なものになります。そうすると、どうしてもここに増税という議論が出てくる。第一には増税であります。第二には公債発行の議論も出て参ります。あるいは第三には既定経費の節約の問題も出て参ります。これらが出て参りますが、そ

れらの中における増税の占める地位について、お伺いをいたしたいのであります。そこで、大臣にお伺いしたいのです。まず最初に、八月十四日ごろの野党の連絡会議でほぼ内定をして、三木さんが先般記者会見で言明をしたガソリン税、これは一体どのくらいに見つゝつておられるか。九千億を一兆にするというために、将来はガソリン税の増税はどのくらいになるのか、どういふ構想があるのか。第二番目には、問題となつております原油、重油及び砂糖輸入関税の引き上げ等が、やはりこれと関連をして出て参つておりますが、これらはどういふふうに構想が立てられておるのか。第三番目には、売上税、間接税は、あなたも、軽減ばかりではない、増税もあるということをお参議院で言つておられた。この間接税の増税というものがそこで正面上に上つてきますが、売上税というものはどういふ考えに立つておられるのか。さしあたり今問題になつております三つの増税についての御説明、御構想を承りたい。

指摘の通りであります。しかしながら、今日の段階においては、歳入見積りの立たないこの状況のもとにおいて、このガソリン税を一体幾らにするのか、あるいは原油税はどうなのか、あるいは砂糖関税はどうするのか、こういうようなお尋ねをいたさなければ、ただいまそういうことについての具体的な答をする段階では実はございません。私どもが歳入見積りを十分立てまして、そして所要経費を考へ、そしてそこであらはにして、いろいろのものが具体化してくる、こういうことでございます。ただいま各省から出ておられます予算要求についても、まず第一回の、一応各省から出てきた、なお今日の段階におきまして、非常に重要な項目において未提出の分もございまして、ただいま各省の担当官に求めておる、主計局が予算要求の概要を伺つておる、この程度でございますので、ただいまのそれぞれのお尋ねの案につきましても、ただいままだ申し上げる時期になつておりません。言いかえますれば、私ども具体的な案をたてて持つておらない、こういう状況であります。

具体的化の方向で議論されておるのかどうか、あるいは外為のインベントリからの繰り戻しが来年度の予算の中で具体化する方向で議論をされておるかどうか、これが二つであります。最後に、お伺いしたいことは、私は先ほど公務員宿舎の提案理由の説明を聞きながら痛感したのであります。すけれども、膨大な国有財産が今日ございまして、これはもう、一萬田大蔵大臣の当時より、三分の一にそれを圧縮して日本経済の発展に充てるといふ一つの方向がござつておるのでありますけれども、これをこの際非常にめんどろな手続とかあるいはワグといふものを大幅に緩和をして、国有財産の整理をする、そして一つには乱脈であるとき、一つには国庫収入をこれによつて大幅に引き上げるといふ方向はお考えにならないものであるかどうか。具体的な説明を私もいろいろしたいのでございまして、時間がありませんから、大筋として聞いておるのであります。公債の発行と外為の中にあります繰り戻し、国有財産の整理、この三つの点について大臣の御見解を伺います。

○佐藤國務大臣 総体といたしましては、ただいま主税局長並びに主計局長から申し上げました通りに、ただいまの歳入見積りを立てることは時期的に非常に困難でございます。しかし、本年の自然増収なり、あるいは専売益金なり、あるいは繰り越し剰余金なり、あるいはたな上げ資金なり、それらの財源を見、また既定経費を削減するとしても、特に公約のうち私どもが実施に全力をあげております減税であるとか、あるいは年金制度を設けるとすると、予算編成上非常に困難なことは御

指摘の通りであります。しかしながら、今日の段階においては、歳入見積りの立たないこの状況のもとにおいて、このガソリン税を一体幾らにするのか、あるいは原油税はどうなのか、あるいは砂糖関税はどうなのか、こういうようなお尋ねをいたさなければ、ただいまそういうことについての具体的な答をする段階では実はございません。私どもが歳入見積りを十分立てまして、そして所要経費を考へ、そしてそこであらはにして、いろいろのものが具体化してくる、こういうことでございます。ただいま各省から出ておられます予算要求についても、まず第一回の、一応各省から出てきた、なお今日の段階におきまして、非常に重要な項目において未提出の分もございまして、ただいま各省の担当官に求めておる、主計局が予算要求の概要を伺つておる、この程度でございますので、ただいまのそれぞれのお尋ねの案につきましても、ただいままだ申し上げる時期になつておりません。言いかえますれば、私ども具体的な案をたてて持つておらない、こういう状況であります。

○横山委員 単に新聞に伝えるところという意味で言つておるのではございません。八月十四日にすでに与野党の連絡会議でござつて、内定して、そして三木さんが新聞記者会見で言つておることなんです。片一方の売上税はあなたの方の臨時税制調査委員の会合で、しばしば話が出ておるところなので、私は、具体的な内容がきまつていないならばいいで、それでもよいけれども、政府の大臣が新聞記者を通じて国民に語つておることなのでござ

いますから、この三つの増税が一体前へ進む方向であなたの構想の中にあるのか、増税をやむを得ざるものとしてするつもりであるのか、しないのか、これは、ただにここのだけの議論にはとどまらないのであります。関連の業界なり、あるいは消費者から非常な注目と反響を浴びておるわけでありまして、方向をこの際明確にされたいといふことは、大臣として必要なことではございませんか。

○佐藤國務大臣 その方向を明確にしろとおっしゃるお話ならば、私どももはつきり申し上げる。ただ一体率をどうするのかわからないようなお尋ねのように伺つたものですから、その段階じゃないといふことを申しました。ガソリン税、軽油税等についての引き上げを考へております。その方向で研究をいたしてあります。また、砂糖につきましても、一部関税といふことも考へさせてあります。これはその方向でございまして、ただ、最後におあげになりました売上税という問題につきましても、私ども大蔵の責任者としては、まだその方向すらもきめてはおりません。

はつきり申し上げます。○横山委員 関連して一つお伺いをしたいのであります。財源の捻出をするために既定経費の節約といふことがいわれております。政府筋から伝わつた話であります。五%で百五十億くらいといわれております。これはまだしもとしまして、公債を発行することとを政府が真剣になつて議論をされておると聞いておるのであります。一体、そういうことが、今の話ではありますけれども、前進する方向として

○佐藤國務大臣 先ほど来、新税とでも申し上げますが、あるいはその税率を引き上げる、こういうような問題で、砂糖や石油の問題についてその方向だけ申し上げました。これは必ずしも一面財源確保といふか、増加といふだけの目的でないことは、御了承願ひたいと思ひます。また、公債論あるいは外為のインベントリをくずすとか、あるいは国有財産を払い下げるとかいうような必要があるかといふお話であります。ただいままであるいは公債発行論等も一部伺つたことは

具体化の方向で議論されておるのかどうか、あるいは外為のインベントリからの繰り戻しが来年度の予算の中で具体化する方向で議論をされておるかどうか、これが二つであります。最後に、お伺いしたいことは、私は先ほど公務員宿舎の提案理由の説明を聞きながら痛感したのであります。すけれども、膨大な国有財産が今日ございまして、これはもう、一萬田大蔵大臣の当時より、三分の一にそれを圧縮して日本経済の発展に充てるといふ一つの方向がござつておるのでありますけれども、これをこの際非常にめんどろな手続とかあるいはワグといふものを大幅に緩和をして、国有財産の整理をする、そして一つには乱脈であるとき、一つには国庫収入をこれによつて大幅に引き上げるといふ方向はお考えにならないものであるかどうか。具体的な説明を私もいろいろしたいのでございまして、時間がありませんから、大筋として聞いておるのであります。公債の発行と外為の中にあります繰り戻し、国有財産の整理、この三つの点について大臣の御見解を伺います。

あります。あるいは、それと同様な意味においての外為のインベントリを少くすしたかどうかという話も、一部から伺っておるのでございます。

国有財産の積極的な払い下げという意見はあまり私の耳には入っておりませんが、前二者については、ただいまのようなことを伺ったことがござい

ます。しかし、先ほど来申しましたように、なお歳入見積りの十分立たない今日、非常に先走った議論をすることは、大蔵当局としては誠に慎まなければならぬところでございます。従

いまして、これは、部内と申すよりも、あるいは党内からあるいは外部からそういうような意見を伺ったことは

ございまして、大蔵大臣としては、ただいまそういう問題について積極的に

そういう方向で物事を考えておる段階でないことを、これまたはっきり申し上げておきます。

○横山委員 三番目の国有財産の整理をしたらどうかということは私の意見であります。その点についてあなたの

お考えを承りたいと思います。

○佐藤国務大臣 国有財産を積極的に処理する問題は、今日までも国有財産の管理の面からいろいろ議論のあるところでございますが、財源確保のため

に積極的に国有財産を整理するということは、私は、個人として、大蔵大臣としては実は賛成しかねる状況であります。

ところは、大企業中心であること、それから手続が非常に複雑であって、大へんな手数料がかかること、それから公開があまり十分にされていないこと等の

大へんな隘路があるわけであります。私は前から言っておるし、これはもう大蔵省の一つの方針なんです。その道をあけて法律を改正し、通達も変え

る、そうしてこの際膨大な遊休の国有財産を国の産業の発展のために充て、財源確保のために充てるお気持はないか、こういう意見であります。

○佐藤国務大臣 お尋ねの点、少し誤解していたようでございます。ただ財源確保の公債論やインベントリを一

緒に出されたもので、そういう意味でお答えしたのですが、ただいま御指

摘になりますように、国有財産が死んだまま管理されていくということとは

まことに残念なことでありまして、そういう意味においてこれの活用をはかれ

という観点については、私も同様の考え方でございます。

○横山委員 具体的には後日さらに政府にお伺いすることにして、第二番目の大きな問題は、先ほどあなたが大蔵委員会をこれから休んでインドへ行くと

言われた問題であります。少くとも、あなたがおっしゃったように、この臨時国会の冒頭に大蔵大臣が臨時国会に

出ないと言ふことについては、特別な理由がなければなりません。あなた

は、先ほど、それについて、大蔵大臣はいつも出席するものだから、あるいは総務会があるとかおっしゃったけれども、これは積極的な理由ではない

のであります。あなたが行くこととされる理由は、どうも、最後におっしゃった、世銀から金を借りたいというところ

に、あなたのほんとうの使命があるような気がするのであります。そこで、この際お伺いをいたしたいのであります。が、伺うところによれば、IMFと世銀に対して、アメリカは出資を倍額にし、それに対して日本の政府は賛成をしておる。そうだといた

しますならば、合計約五億ドルの出資を日本はいたしておるのであります。が、さらにそれに五億ドル追加をすることになる。もちろん五億ドル全部が全部直ちに投資するわけではござい

ますが、それにしても、日本の国家財政に与える影響というものは相当大きなものがあるわけであります。この点について、私どもとしては、将来

の国家財政に与える甚大な影響というものを通観するときに、出資を倍額にするということについて簡単に御賛成をなさるべきことといたしまして、一体どこ

にあるかというところが第一と、第二番目には、それでは、あなたが世銀からお金を借りようと考えておられる第三次借款は、どのくらいの構想を持っ

ておられるのか。それをこの際明らかにされて、これほどの重要な問題であるから私は行きたい、こんな御説明を一つ聞きたいと思ふわけであります。

○佐藤国務大臣 世銀並びにIMF等のクォータ増額の話は御指摘の通りでございます。現実には払い込みをいたし

ますのはIMFの四分の一ですが、たしか世銀の方はただいまのところないです。それで四分の一程度でございますので、金額の点では為替局長から御説明いたさせますが、非常に少額である

ように私は伺っております。正確な数字は為替局長から説明させます。問題は、世銀がどういうわけで増資を計画しておるか申しますと、世銀の投資相手国といえますが、融資先の国は最近非常にふえて参っておりますが、資金繰りから見まして、世銀は一年間に総額として大体七億ドル程度ではない

かと思うのであります。そういたしますと、世銀の融資総額が非常に少い、こういう意味で、世銀から借りたい国は非常に多い、こういうところから一つの問題があるわけであります。世銀はこれに資本金の増額することによって

世銀債の発行がふえる、そうすれば融資総額もふやし得る、こういうことになるのではないかと思ふのであります。わが国は、すでに、ことしの世銀年度におきまして、電力関係やあるいは製鉄関係等で相当の金額の融資を受ける承認を得ました。しかし、なお残っておりますもので私どもが急を要すると思ふものは、道路公団であるとか、あるいは電源開発であるとか、あるいは地方の電力会社、あるいは特殊の事業等についての融資要望が実はあるわけであります。これらの、今特に名前をあげました電源開発であるとか、あるいは道路公団であるとか、この二つにつきましては、来年度予算

編成とのにらみ合いもございまして、編成とのにらみ合いもございまして、で、ぜひとも積極的にこの際話を固めたい、そういう意向でおるのでござい

ます。

○酒井政府委員 ただいまの世銀並びにIMFのクォータの増額に伴ってどのくらい金が必要かということでございますが、IMFにつきましては、これは、倍増増資をするという説と、五割増資にしたいという説と、いろいろ

ございまして、そこで、倍増増資にいた

しますと、日本が現在二億五千万ドル

でございますから、その四分の一で六

千二百五十万ドルであります。それ

からその半分、五割増資といたしますと

三千二百二十五万ドルという計算にな

っております。それから、世銀の方は、

これはアメリカにおける世銀債募集の

ワクがすでに資本金の関係で一ぱい

なっている、ここで増資をしてワ

クを広げたいということでございます

ので、いずれにいたしましてもノミナ

ルに広げるだけで、払い込みはござい

ません。大体今いわれているところは

そういうことでございまして、総会で

どういう決議になりますか、今まで伝

えられたところではさような計算にな

ります。

○早川委員長 横山委員に申し上げますが、受け持ちの時間がきておりますので、結論的な御質問をお願いします。

○横山委員 今大臣のお答えになったのは、第二次借款で残っているものの話ではございませんか。残っている道路とか電発の二億数千万ドルを固めたいとおっしゃるが、私の聞いているのは、第三次の世銀借款をあなたがやりたいという話では、どうなっているのか。私の聞いている分では、約二億九千万ドルの借款を、九州電力とか八幡製鉄、富士製鉄、原子力発電、国鉄東海道新線に聞か、これは何もお話がないのはどういうわけでありませうか。

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘になりました点は、実は簡単にその他と申したのでございまして、特に来年度予算編成に直接関係があると考えられますものが、今申しました電源開発並びに道路公団でございます。特

に、今御指摘になりましたうちから、財政投融资に關係のあるもの、あるいは今計画されている鉄道幹線であるとか、あるいは原子力の問題だとか、原子力の問題は一番あとにおくれるでございましょうが、こゝういふものがございしますが、これはこれから話を進める段階でございします。今日まで資料が出ておりません。今まで出ておりますもの自身も御承知のようにあまり進んでおられない、そゝういふものをまず先に固めることが實際的な問題である、こゝういふ意味で申し上げた次第でございします。

○横山委員　私の意見を言う時間がございませんが、少くともどんどんどんどん世銀借款が行われる。その過程において生ずる結果については、これは後日大臣の所見を十分にただしたいと思っているわけがあります。

もう一つだけ、最後に委員長にお願いをいたしまして聞きたいのですが、そういうものが、今大臣のおっしゃるように、財政投融资の問題に関連をして参るが、今年の財政投融资の中で、どうしても本年度の財政投融资計画を変更しなければならぬ段階になつてゐると私は思うわけでありまゝす。たとえば、不況によつて開銀の海運関係の五十億が回収不能であるといはれ、世銀からの電発の百二十三億が今年じゅうに間に合わないといわれ、国鉄の収入減からくる資金不足で、やはり百五十億を計上しなければならぬといわれている。政府は一体本年度の財政投融资計画を増額修正をするのかしないのか、もしそれをするとなれば、どうしたつてこれらの問題は来年度に關係して参りますから、来年の財

政投融資計画とかみ合つてしなければならなくなるのであるけれども、一体財政投融資計画はどういうふうにこれからなさるおつもりであるか、それを、お伺いをいたします。

○正示政府委員　ただいま数字をおあげになりましたの御質問でございますから、便宜私からお答えを申し上げます。

御指摘になりましたように、開銀の回収が若干減る、また世銀の借款が若干時期的にずれるというような問題、さらにまた国鉄の収入の減少というような問題にからみまして、財政投融资資のな問題にからみまして、実行上アジャストを必要とするという点につきましては、これは、当初たしか国会におきましても、さような場合のあり得ることを想定をいたしまして、財政投融资資につきましては弾力的運営をはかるということをお断わりを申し上げたことは、御記憶の通りと存じます。ただいま、それらの点につきましては、なお今後の情勢の推移を見まして、ことに今回大蔵大臣がわざわざ IMF の総会においてになりました、先ほどもお述べの通り、電源開発等につきましてはなお一その御努力をなさるることになっております。私どもといたしましては、できる限り当初の予定通りに進むことを希望いたしておりますが、万一若干のズレ等が生じます場合に備えまして、御承知のように、資金運用部には約三百九十億余りの原資をリザーブをいたして、これらはつなぎ資金的に活用いたしまして、できる限り重要な産業の開発計画というものにつきましては支障が生じないようになつていきたい、かように考えております。

○横山委員 事務当局の御答弁はそれ
でいいのですけれども、大臣は、もう
すでに財政投融资計画が本年度のやつ
が破綻に瀕しておるということは、お
察しの通りだと思ふ。いかに余裕があ
りましようとも、これらをまかなうに
足るといふことにはなかなか参りませ
ん。大臣としては財政投融资計画をど
ういふふうにいづころ変えようとなさ
るのか、それを承りたいといふのが
一つであります。

それから、もう一つは、時間がなくなつたので、これを最後として端的にお伺いをいたしますが、今の景気の動向を、重ねて——先般の私に対する御答弁から二カ月たつておるのでありますが、今の景気の動向をどういうふうにお考えであるか。先般来、あなたは、横ばいにさせる、こうおっしゃいました。全般的な横ばいはあるいは続いておるかもしれません。しかし、一方における政府のいうところのアメリカの景気が少しよくなつたという材料も、日本にそれが響いてくるには、か

ば、これは私は政府としてきわめて片
ちんばなものの見方であると思う。こ
の景氣を一体どういふふうに把握を
しておられるのか。この間今後の經
濟連營の態度というものが閣議下
解で出ました。私はそれを見て痛
感いたしますことは、下の方とい
いますか、中小企業やあるいは勞
働者やお百姓さんのことが、一番
最後にちよつぱり、対策に遺憾な
きを期するということで片づけら
れておつて、全般の問題については
、やつぱり樂觀説が横行しておる
と思うのであります。しかも、アメ
リカで一、二の銀行が公定歩合の
引き上げをしたとか、あるいはイ
ンフレの氣がまだであるとか、そ
ういふその國の、いつこちらに影
響してくるかわからないことをと
らえて、あたかも好影響を与える
のかのごとき印象をばらまいてお
られるのは、私は政府として輕率
な態度ではないかと思う。この景氣
の動向と、それに処する大藏大臣
のものを、最後に承わりたいので
あります。

○佐藤国務大臣　財政投融資の原資の問題は先ほど正示君がお話した通りでございます。私もただいまあります手元で今日の状態に対処して参る考え方でございます。ただいま直ちに變更するとか、こういう段階ではないよりに思っております。

次に、景氣の見方でございますが、これは、もう、本会議等におきまして総理あるいは企画庁長官等もお答えいたしたように、皆様方は、大へんな不景氣だ、従つて不景氣に対する対策を早急に立てろ、こういう御主張でございますが、私も、在来から御説明申し上げておる通り、今日の景氣不振

の状態は調整の期間のズレだ、こういう見方をいたしております。なるほど、この調整の期間におきまして、二、三の業種において非常な摩擦を生じておけることは、事実そのものでございます。しかし、この状態を直ちに取上げ、経済全般が非常な不況だから、これに対する特別な対策を立てろ、こういうような結論には、不幸に

して私どもは皆様と同じような意見を持つことができないのであります。と申しますのは、なるほど各産業の面におきまして調整の段階に入つてはおりますものの、わが国の経済を非常に強くささえておる農産物の面におきまして、ことに米自身が非常な増産である。これは、天候に恵まれた、あるいは政府の施策と相まってよくなったというふうな議論もございますが、(「うそを言え」と呼ぶ者あり)とにかく、現実の問題といたしまして、農村の面においては調整が強く響いておらない。他の産業の面、たとえば繊維関係のように非常な調整段階で操短をやつておるといふようなことが指摘されますが、農村の面においては比較的那いり点は薄いか、あるいはまた、第三次生産部門等におきましては、依然として同じような、これもあまり調整というものを受けないで済んでおる。あるいは、給与水準そのものの、程度は非常に大きくはないにしろ、とにかく給与水準もふえておる。こういう事柄が、消費の面において、都市、地方を通じて依然として底固いものがある。こういうことがいわれておるゆえんでございます。こういう点を勘案して参りますと、景気そのものが全面的に非常に不況のどん底にある、こういうよ

うな見方には私どもはならない。ことに、今御指摘になりました失業の状況にいたしまして、三十三年度予算を想定いたしました際に、失業者六十五万人ベースということであの予算案は組まれたと思いますが、今日まで非常に失業者がふえた、ふえたといわれますが、その想定されたベースから見ますと、まだ開きがある。先月に対して今月は二万人ばかり減つておる。あるいはまた非常にやかましくいわれて参りました倒産件数が非常に多いとか、こういうようなことも、あるいはまた不渡り手形の件数が非常にふえたとか、あるいは金額などもどんどんふえてきておるとか、このようなことを考へますと、これらの点は前年同期に比べまして、やや件数あるいは金額等も減少しておるような状況であります。こういうような各方面の材料をそろえてみますと、これはいわゆる全面的な不況という言葉にはあてはまらないかかわらない。しかし、一部言つておる通りに、非常な好況にこれが向うような材料があるのか、こういう点でございますが、この点におきましては、これという非常にいい材料があるとも実は考えられません。考えられませんが、ただいまお話しになっておきますアメリカの景気そのものは一体どうなのか。もうすでに金利の引き上げの方向に実は行つておる。ポストン連邦準備銀行が最後までがんばつていたようですが、これも最近全面的に引き上げの方向に行つておる。むしろインフレに対しての警戒感がますます強まることがいわれている。これが、そのうち、おそらく響いてくるだろうと思ひます。あるいはまた、輸出の面に

おきまして、なるほど金額とそ所定の三十一億五千万ドルには達しておりませんが、必ずしも悲観すべき筋ではない。これなどは国際物価の低落の結果だといえると思ひます。ことに、最近になりまして、電気関係その他においてやや増産の傾向も出て参つておる。こういうことなどを考へて参りますと、いわゆる二重な底にあるとか、こういうような危険はまずないのではないかと。とにかく、ただいま御指摘になりました農村であるとか、あるいは中小企業であるとか、零細企業であるとか、そういうものが非常に重圧を受けて、大企業だけが特別な資金的な援助を受けて、そしてこの不況を乗り越えておるのではないかと。御指摘に對しては、私は、先ほど来申し上げるような材料から、必ずしも全面的に賛成するわけにはいかない。私どもの見方は、今後どうしても輸出もさらに進め参るし、そして生産を上向きの方向に持っていくたい、こういう努力を実はいたしておる最中でございます。さきに公共事業費の繰り上げ使用というやうな問題もきめまして、これなども現実に工事そのものが非常に繰り上げられて進んでおるかどうかい、いろいろ検討もいたしておりますが、これはむしろ支払い方法として、私どもが特に取り上げたもの、そういう効果はたまたま出ております。しかし、最近になりまして、セメントあるいは木材等の面においては、あるいはこれが好影響を与えてはいないかとも思ひ、あるいは、工事労働の面におきましては、やや就労関係等においては好影響を与えておるのではないかと思ひます。あるいはまた、金利を、公定歩合が二回にわたつて引き下げられたこと、さらにまた散超の時期に入つておるとか、これなどは、ただいまの金融の面から見まして非常に苦しい面でおる産業面に対してはやや好影響を与えておるのではないかと思ひます。しかし、こういうことだけで事態を推移するわけにはいかないと。先ほど来いろいろお話をのありまして、来年度予算編成に際し、一般会計の編成であるとか、あるいは財政投融資の資金の確保であるとか、また金額の盛り方であるとか、こ

ういふものを、今後の経済の動向に合はせて、やはり私どもも取り組んでいかなければならぬ。そういうことによりまして、やはり経済は二重のなべ底だといふような状態はもう脱したい、どうしても苦しい状態から生産拡大、増強の方向へ持つていきたい、こういうことでせつかく努力いたしておるのであります。今日までいろいろの議論が行われております。在庫の面の議論につきましても、今日までのところは、在庫調整を進めるといふ意味で、在庫を減らす、こういうやうな考え方で、輸出を進めたり、あるいは設備投資に對して手控をせたりいたして参りましたが、過去の設備投資などことに大きいものがありますので、その簡単に短期間のうちにこれがとまるものとも考えられませんが、今日なお継続的なものが見られます。また、生産在庫の面も、少し在庫の減りが生じますれば、そのつど今度は生産の方の操短をできるだけ緩和するとか、こういうやうな方法で、その調整そのものはまあ横ばいの状況にあるように私は見ますが、しかし、この横ばいをしておる期間中

においても、経済そのものは成長いたしておりますので、そういう見方をすると、この横ばい自身はやはりある程度の在庫調整の効果も上げておるのだ、こういうやうなこともいえるのではないかと思ひます。もちろん、私は、アメリカの景気の転向、これが三カ月前からあるいは四カ月前ごろからいわれておる。その状況から見まして、もうそろそろ日本に響いていいのじゃないか、こういうやうな議論もございしますが、それは別といたしまして、今日の日本の経済の姿そのもの、実態を見ても、現状で樂觀は絶対にいたしません。同時にまた、非常に悲觀し、そしてここに特別な積極的な刺激策をとる、こういう必要までは痛感を感じておりません。労働関係の予算等におきましては、この就労といふことが、雇用の面の摩擦が一番大きな政治上の問題であり、社会上的問題であり、経済上の問題であることは、よく私も承知いたしておりますので、特にこの点には留意をいたしておりますが、これは、幸いにして三十三年度予算編成當時に一応想定されたやうな線をたどつておる、こういうやうに見ておるのでございします。問題は、次の予算編成に際しまして、来年想定される経済情勢に對するやうなものを何として作り上げたい、こういう考え方でございします。

○横山委員 お名前がお名前だけに、私はずいぶん甘い考えだと思ひます。もう時間がございせんから、私の質問は大体そのくらいにしておきます。

○早川委員長 石野君。

○石野委員 大蔵大臣が今横山同僚委員からの質問に答えた線を、まだ私も納得しない点がありますので、そこから一つ質問していきたいと思ひます。国会が始まつてまだほとんどその運営に入つていないときに、大臣が会期の三分の一以上海外に出るのですが、われわれは、今度の臨時国会というものは、少くともやはり不況段階に對する対策を講ずるのが主たる目的だと思つておるので、そういう期間を三分の一、しかも最初の時期に出ていくということは、非常に無責任だと思ひます。で、それについては、大臣はやはり日本の経済に對する考え方、の相当はつきりした線を固めておられたいと思ひます。今お聞きしておりました、非常に経済界は横ばいだ、調整の期間中だといふやうな話であるけれども、それならば、私はお尋ねしますが、継続しておる設備投資が完了する大体的めどは年末あるいは年度内と見られますけれども、その時期における政府の見ている生産と需要との大体的関係でございしますが、需給の関係をどういふふうに見ておられるか。全設備が稼働する時期におけるいわゆる状態過剰といふものは、大体どういふ状態になつてくるというめどで、今のやうな御所見をなされておられるかどうか。そういう点について一つこまかい政府の考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 大へんむずかしいお話をございします。ことに、設備投資、あるいは生産力の問題と、それから需要の問題、これは実は国内需要並びに国外需要等々、全体で勘案しなければならぬ問題でございします。ことに産業部門が一律でございせんので、こ

ういう意味で、なかなかむずかしいお尋ねだと私は拝聴いたしましたのでございます。で、もちろん今日調整の段階だといふことを申ししますが、設備投資なら設備投資の例をとってみまして、過去の設備投資がいつになったら完了するのだ、こういうわけのものではない、まあ過去のものもだんだん完了もして参りますが、同時に新しいものもまた出て参る。それが経済の実情だろうと思ひます。こういう場合に、設備投資が偏重をしないことが実は望ましいのではないかと。過重投資、あるいは三重投資、三重投資にならないような面がやはりされなければ、経済としては困りはしないか。ただいま非常な不況産業としていわれておる一つの例で、肥料なら肥料、硫安なら硫安をとつてみますと、この生産能力自身は、日本も非常な過剰生産でございますが、ほとんど世界各国とも過剰生産である。こういうものが、それではみな、いつになったらはけるのか、かように申されましたも、これはだれも答へ得る者はなかなかないのじゃないか。ただ、私も考えておりますものは、大体想定される国内需要と、同時にオーバーするものを輸出の面で引き取つてもらう、こういうことでこの生産を対応させていきたい。こういう点から、国内の面においての供給、これも確保するし、同時に輸出に特に力を注いで参つておるのであります。今日までのところ、この意味で輸出の目標を達成しない、こういうことであらゆる努力を進めてきているというのが現状でございます。しかし、私は、一般的に、各部門にわたつての消費あるいは需要といふものが強くなつてくる

ような傾向に置かれておるのじゃないか、そういうような状況になりますと、今の国内の操縦々々といわれておりますものも、よほど事情が變つてくるのではないかと考えております。また、他の例で、たとえば石炭なら石炭といふものをとつてみますと、最近石油動力源の方が非常にいい、一部で炭主油従といふような一つの政策も主張されてもおりますが、同時にまた非常に経済的である石油でなければ困るといふ議論もある。こういう面から見ると、日本の石炭生産といふものを今後どういうところへ持つていくか。これは財政政策、経済政策と申しますよりも、むしろ産業政策そのものの立場に立つて、これからいろいろ考えていかなければならない問題である。ただこれを需給の關係だけで割り切るわけにはいかないような気がいたす次第でございます。

○石野委員 私は、時間があまりありませんので、深くここでその問題について議論するのはやめますが、大体私どもの見ておるところでは、来年の四月ごろから先に対しての日本の経済の事態を見ますと、生産とそうした需給との關係から来る差といふものは、生産能力といふものは、少くとも年間を通じて一兆円くらいの過剰になつてくるんじゃないかといふふうに見られます。その問題については、あとでまた議論するといひましたが、今、大蔵大臣は、そういう問題を調整するため、特に輸出の問題に大きな努力を払うんだといふことをおっしゃられた。それじゃどういふ方向へ輸出を今伸ばしていこうとするのか。特に今度大臣がIMFの會議へ出られるに當つて、東

南アジアとの經濟關係を緊密化することを非常に強くおっしゃられたのでございまして、そういう観点に立つて、大蔵大臣としては大体どういふふうな輸出の増強策を持つておられるか。通産大臣の持つ分野については、ここでは聞きませんが、大蔵大臣の観点からする輸出増強に対する考え方といふものはどういふものであるかといふことを、この際一つ聞かしていただきたい。

○佐藤國務大臣 第一は通常貿易を伸ばすこと、これは申すまでもないこととさせていただきます。しかし、今の状況におきましては、各国とも非常に激甚な輸出競争をいたしておりますので、この輸出競争に負けないような方法を講じなければならぬ。こういう意味で、最近議論が集中されておりますのが、延べ払いであるとかあるのは円クレジットの設定であるとか、こういう方向であります。最近私も新しい行き方として一つの分野を開いたものと考えられますのは、最近調印しましたエジプトと日本との關係、こういうような式が一つの方法ではないかと思ひます。さらにまた、東南アジア諸国に対しては、日本といたしまして賠償の責任を持つておられますので、この賠償との結びつき、これなども一つの方法ではないか、こういうふうに考えます。あらゆる面におきまして、外国との輸出競争に負けないように努力すると同時に、国内的には過当競争を防遏いたしまして、やはり国一本でできるだけ内部的な競争によつて、そうして安く品物を売らないような処置も講じたいものだ、こういうふうな考えております。

○石野委員 ただいまお話になりました、東南アジアだけではなく、世界各國との競争で負けないようにということとで言われた延べ払いとか円クレジットあるいは賠償の問題、過当競争、それからエジプトと日本との間に今度新しくなした話し合いといふものは、いろいろ考慮される道とおっしゃられた。しかし、實際に見まして、世界の競争に立ち向う、そういうような態勢を組み上げるだけの力が日本にあるかどうかといふ問題が一つの問題になつてくると思ひます。たとえば、延べ払いにしまして、円クレジットの設定につきましても、相当日本に経済的な力と、それを可能にするような外貨なり何なりなければ、とてもできることじゃないと思ひます。今度私も東南アジアを国会から派遣されて見て参りましたところによりますと、少くとも、東南アジアの事情といふのは、確かに日本の製品を受けようとする態勢はある。あるけれども、どこでもやはり外貨は少い。だから買つことはできない。それで、各國に対しては、日本がほとんど全部輸出超過になつておる。だから、どの国もやはり日本のものを買わなければいけません。日本の方で何か買つてくれなければ、日本の方は買えませんよといふことを、はつきり言つておるわけでありまして、そういうような事情の中で、われわれがやはりこの円クレジットの設定をするとか、あるいは延べ払いの力さえあればそれは可能でありますけれども、とても簡単には正常な貿易だけで貿易量をふやすといふことは困難だろう、こゝろ思ひます。そういうときに、たとへば、延べ払いにしても、日本の延べ

ろ工夫しておるということが今日の段階でございます。特にたたいまおあけになりました、ソ連であるとかあるいは中共であるとか等の共産国の海外進出、その問題につきましては、一時、東南アジア方面におきまして、中共の品物が非常に安い値で進出して、日本はこれと競争することが非常に困難ではないかということが、この夏時分大へん大きい声で私どもの耳に響いて参ったのであります。もともと私も考えておりますのは、特別な理由からああいふ乱売がされては、これは、これが果して長続きするかどうかどうだろうかという見方をいたしておたのでございすが、最近では中共商品の進出の声はやや鈍って参ったように思ひます。ただ、資金的援助の面におきまして、これはなかなかコマーシャル・ベースを割った資金的援助方法を立てている、こういうのでございすので、これとの競争は真正面から取り組むことは、これはまことに至難かと思ひます。

また、東南アジアの諸国は、たたいまお話しになりましたように、今回御視察になりました通り、わが国の品物がたくさん行き、向うから買い取るものは非常に少い、こういう意味で、外貨の不足しておる今日、それらの国が日本からの貿易の拡大を希望しながら、実際には決済方法がないというところで、なかなか進まない、こういう状況に置かれておるのは御指摘の通りであります。こういうような国柄に対して、円クレジットであるとか、あるいはいわゆる経済協力ということによりまして、これらの後進諸国の経済を拡大していく、こういうことに役立ちます

ならば、一時的な借款供与というものが、将来になりましてはさらに実を結んで返ってくる、こういうことにもなるのでございす。両国間の、また東南アジア諸国との関係におきましては、できるだけ私どもも東南アジアから品物を買うということもいたします

が、同時に、これら後進国の経済がやはり拡大し成長していくことに私どもが力をいたすこと、そして経済的な自立、独立ができる、そういう国柄との経済提携こそが最も望ましい方法であり、私どもの経済を拡大していくゆえにもある、こういうようにも考えておるのであります。こういった意味におきまして、後進諸国に対する延べ払いであるとか、あるいは円クレジットであるとか、こういうようなものが具体的に取上げられ、あるいは賠償協定に付帯して考えられて結ばれました、いわゆる経済協力方式というやうなものもまた具体化してくるというところでもあるのでございす。

○石野委員 お話は非常にごもつとですが、たとえば、延べ払いにしても円クレジットにしても、後進国の経済の開発のために役に立つようにしようとする意図はあつても、日本にそれをやるだけの力がなければどうにもならない。それで、問題になるのは、そういう円クレジットを手えるだけの力の限界というものが、そこに出てくるはずであります。その問題と、今日日本が保持するところの外貨との関係、それを政府はどういうふうに見ておるか。とにかく円クレジットを設定するための外貨と、日本が必要とする外貨とがあるわけなんです。それを大体どの程度に見ておつて、そしてその上に

なお円クレジットを設定するだけの力がいかにあるかということについての見解です。これを一つ聞かしてもらいたい。

○佐藤國務大臣 先ほど簡単に申し上げたのでございす。円クレジットやあるいは延べ払いを作ります場合に、果してそういうことが可能かどうか、三つの面から実は考える。一つは日本の生産力が輸出を増強するだけの力があるかどうか。これはもうすでに御指摘のやうに、操短その他をやつてゐるのだから、操短その他をやつてゐるのだから、日本産業としては、現在の設備そのもので外国に出し得る状況だ、これは別に制約にならない、こういうことが言える。第二は、最近の黒字の状況から見ますと、これがある程度延べ払いや円クレジットを設定しても、国際収支の面に非常に支障を来さず、こういうことではない、これは言えると思ひるのであります。ただ、そういう場合に、しばらく一億ドルは可能とか、二億ドルは可能とか、そういう金額的な明示は非常にむずかしい実は査定にもなるのであります。ところが、現実の問題は、国際収支の面よりも、何といつても制約をこうむるのは輪銀の資金ワクではないかということに、実は最後にはなつてくるように思ひるのであります。この三つの点、国内の生産力、同時に国際収支の外貨の保有の状況、さらに輪銀の資金と、この三つで見まして、今日の状況のもとで円クレジットを設定したり、あるいは延べ払いをする場合に、一番制約を受けるもの、それは一体何か、もう一番先にぶつかつていくのは輪銀のワクだ、こういうことに実はなるのでございす。これは財政資金の面でいろいろ工夫し苦心していか

なければならぬ問題でございす。そういう状況でございまして、お尋ねになりました国際収支の面で、外貨幾らを割り当てるといふことは、これはなかなか説明しにくいことではございますが、そういう点よりも輪銀のワクの方が第一にもうぶつかつてくる、こういう状況にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 今輪銀のワクが一番輸出を増強するためにガンになつてゐるのだというこの意味は、裏を返せば、輪銀の資金をもう少し幅を広げようという考え方を持っておるということに受け取られるわけですが、それも一つありますけれども、延べ払いなどをすると、やはり外貨の保持というものが相当強い力になつて影響してくるわけなんです。その場合に、私はどれだけ外貨割当ができるかどうかということも、ここでははつきり出ないとおつしやるけれども、しかし、少くとも輸出を増強しようとするには、それは絶対に必要な条件なんだから、それについての政府の方針というものは出てなければならぬし、方針というものは大抵現在の実情がどうかということに基づいてなければならぬし、これを可能にするだけのものになつてい

るのかどうかというこの考え方が非常に大事なのであります。私は、その点では、若干の外貨収支がよくなつてゐるからといって、それを可能にする段階まで来ているとは言えないやうな事情に考へます。そういう点についての大蔵大臣の見解はどうですか。

○佐藤國務大臣 実は、私今石野さんがお尋ねになりましたやうな意味で、

事務当局に相談してみたのであります。適正外貨保有は一体幾らに見ればいいか、そういうものがそろばんが立つかどうか、こういう話で、金融の面をやつておられます者に直接ぶつかつてみましたが、こういうことは、これは石野さんをしろと申すわけではございせんが、私自身しろと申すわけを

とを実は笑われてゐることもあつたわけでございます。従ひまして、私先ほど来申し上げますやうに、幾らが適正保有外貨であるか、こういうことを言うことはまずできないことではないか。これが今後の、来年、再来年等を見通した場合には、国際収支の決済に支障を来さすやうなものになるのか、ならぬのかということで見てもいいか、ならぬのかというのですが、経済もその間膨張して参りますし、また為替の変動その他もございすし、また資金確保の面におきましての操作もあるし、なかなかいろいろなものがあつたので、その簡単にこの金額を、三億あればこれは適正だとか、五億あれば適正だとか、十億あれば大丈夫だ、こういうことはなかなか言ひにくいことだといふことを実は申し上げておるのであります。そういう尺度でもありますならば、非常に案で、今の円クレジットを設定するとかあるいは延べ払いを進めていくとかいふ場合におきましても、ワク内に入れていくならばいいじゃないかという議論も成り立つわけでございますが、これとても相手方の信用等を考へてみなければならぬので、これが信用の面から支払いが非常に確実であります場合には、延べ払いなりあるいは円クレジットの設定は非常に案

な気持で立て得るのでございす。し

かしながら、ただいまの状況で円クレジットを設定したり、あるいは延べ払い方式を採用するとか、特別な競争から来ている場合なら比較的やりやすいのでございませうが、こういうものを要求している国柄の経済そのものが非常に弱いのだということを前提にいたしますと、これこれと言つてきています。なぜこれをやらないのか、これはまだ国際収支の面から黒字だからいいじゃないか、こういうような議論になかなかおりにくいということを実は申し上げておるのでございませう。問題は、一応今の黒字がことしなど国際収支の面で生じた、さらにまた、来年なり再来年なり、いわゆるわが国の経済五カ年計画というものが、その差こそあれ、パーセンテージ通りにはいかないにしろ、その方向で策定されることになりました場合に、やはり国際収支の面においても相当の黒字というものが考へ得る、赤字は一昨年のような極端な赤字を考へなくとも済む、こういうことは大まかには言えるだろうと思ひます。しかし、これは先ほど横山委員から、それはお前の樂觀ではないかと言われるように、こういう点では十分の検討をしなければならぬのだと思ひます。そこで、そういう意味で、まず私どもの見るところでは、国際収支の面ではあまり制約にならないのではないか。いわゆる今日の保有外貨の面から見まして、直接の制約というものを考へてもいいのじゃないか。しかし、お尋ねのような端的な幾らが適正保有か、こういうものは出て参りませんが、まずその制約というよりなことはないだろう。一番制約になつてくるのは、現実の問題として、

相手国も信用があるし、相手国からの要望も非常に強い、こういう場合に、こちらが出そうとしてもぶつかつてくるのが輸銀のワクになつてくる、こういうことを実は申し上げておるのでございませう。

○石野委員 輸出を増強するために相手国が強い支払い能力を持つてゐるかどうかというところは非常に大事なことで、実を言つと、東南アジアの問題などを考へた場合に、それがみな弱体なんです。弱体であるだけに、こちらが経済的に相当強い力を持つていなければ、それを可能にし得ない条件があるわけなんです。それだからこそ、私はわれわれの力がどれだけのものであるかというのを聞いてゐるわけなんです。外貨保有はどれだけの適正かというのを私もよくし定めて聞こうとは思つてゐないのです。ただ、今日の情勢の中でどの程度に——たとえは今日外貨保有が七億ドルになつたときに、實際輸入材料のためにこの程度のものを残せば、二億なり三億は円クレジットにしてもいいんじゃないかというふうな目算が出てゐるのじゃないだろうか。そういうものがあるならば、それはどういふものになつてゐるかというのを私は聞いてゐるわけなんです。そういう面を政府の方で大体出ておれば一つ聞かしてもらいたい。

○石野委員 外貨の事情がこのまま続けば案外順調にいくだろうというふうな見方については、私は非常に甘いような気がする。確かにまだ輸入原材料の在庫率は減つてゐないのだから、当分は輸入原材料というものは生産にこたへる量があるだろうと思ひますけれども、しかし、実際にはだんだんと輸入の量がふえてきてゐることは事実です。政府が今度通関統計の中を出してゐる面でも、あるいはまた実質上の輸出入のなから見ましても、輸入がふえてきておられます。こういう事情から見ますと、必ずしも黒字が長続きすると思ひます。それから、皆さんが計算してゐる中から、今中貿易をとおしてゐる中から、受ける外貨収支面には与へる圧力も相當出てきてゐることは事実だと思ひます。そういうことを考へましたときに、そう簡単に国際収支の事情が今の状態で続き得るかどうかというところは困難なように思ひます。そういう点から、この輸出増強という問題について、意欲的には相當いい方向を見ておられますが、實際的には足がそれに追いついてゐないやうな事情にあるように思われる。たとえば、円クレジットの設定をするにしても、延べ払いの問題にしましても、口にはしてゐるけれども、できないのじゃないか。それをやろうとすると、どうしてもどこかで不適當を覚悟しなければならぬ。そういう意味で、たとえば海外に円クレジットを設定するため基金としてのものを国内的に操作できるか。あるいはまた、ほかの借款などにつなぎ合せてそういうものを考へてゐるのかどうか、そういう点について

て政府はどういうふうにお考へになつておられますか。

○佐藤國務大臣 あるいはもうちょっと御説明申し上げた方がいゝのかと思ひますが、円クレジットの場合に、先ほどエジプトとの間の場合非常に新しい形だということを申し上げました。これはどういふ方法にしておるかという、一応のワクをきめまして、そのワク内で向うからほしいものをそれぞれ計上をいたしまして、延べ払い方式でその代価が払われるやうな方法でございませう。ところが、いきなりこちらから五千万ドルなら五千万ドルを相手国に渡し、相手国が自由にそれを使つてゐる方法も実はあるのです。その方法だと、なかなかわが国の経済の伸張の上において非常な好影響をもたらすとも言へないものがある。なかなか話が一緒にならないで、せつかく五千万ドルは向うへ渡したが、それから先の話がちつとも進まない、こういうやうなものもあるのです。これはインドに対しての問題でございませうが、インド国内において五千万ドルの使い方を各省間でいろいろ奪ひ合ひもしておるやうだし、わが国の方でも、それに対応して、自分が出たい、自分が出たいで、いろいろ競争しておる、こういうことで、なかなか話が進んでおらない。しかしながら、エジプトのやうな方式で、一応ワクを設定して、そのワク内で必要なプラントを延べ払い方式で出すようにする。これは、円クレジットでもあるが、同時に延べ払い方式による決済方式だということ、非常にうまい方法じゃないか、こういうやうに、一応円クレジットを設定する場

合のその資金はどこにあるのか。実はインド方式は今後の行き方としてはあまり考へられない、こういうことを申し上げたい。また、国によつては、日本に対して一応四千万ドルなら四千万ドル借りたいのだ、しかし、その四千万ドルというワクは作るが、その中でプラントは世界各國が競争入札するのだ、だから、その競争入札で勝つて、その四千万ドルのうちの一部が延べ払いで出ていくのだ、こういう方法をとおつておることもある。だから、いわゆる円クレジットあるいは延べ払い方式といふことも、なかなか一様でないといふことを御了承いただきたまは、外貨準備その他につきましても、また、わが方の通つて参りますのが輸銀でございませうので、その意味において、輸銀のワクというものがまた最後に問題になつてくる、こういう事情は、これを御了承いただきたまはと思ひます。

○石野委員 今エジプトの例を出して、これは非常にいい方法だと思つてゐた。インドの場合などは、ことの初めに五千万ドルのクレジットの設定をした。これはもちろん向うの側にも事情があるだろうし、こちらでも事情があつて進まない。インド自体では、これはせつかくもらつても、持ちこたへて何にもならないのだ。そのあとで、たとえばチエコだとかからどんどん借款の事態が出てきて、日本の話は全くほごになつてしまふ、こういう事情を見てみましても、円クレジットはただかけ声だけだということになる。そういうことになるのでは、これ

は輸出の増強にも何にもならない、私はそういうことを申し上げた。たとえば、インドとの間における円クレジットの設定についてのまだ未解決の問題については、今どういうふうになつておるのかというのを、この際一つ聞かしていただきたい。

○酒井政府委員 今五千万ドルのインドの円クレジットがどういふ段階にあるかというところでありまして、御承知の通り、たしかことしの二月だったと思ひますが、先方と輸出入銀行との間に契約ができたわけでありまして、それをインドへ持つて歸りまして、実はインドは三年間に五千万ドルということでございますが、全部の計画のうち何を乗せるかというところで、各省間の調整が片づかずに最近までたわけてあります。最近ようやく調整がつきまして、その全部の調整がついた上で、本年度は輸銀資金五十億圓という約束になつておりますので、本年度として何を入れるかということが今問題になつてきておるわけでありまして、手続の問題もことしの二月にちゃんとできたのであります。お互いに了承して書いてたものを持つて歸りまして、インド側から若干手続を覚えてくれ、こういう話がありました。そこで、これは六月でございますが、輸出入銀行の方で、前にきまつたことだし、一応前の通りでどうかということ向うに回答したわけでございますが、これに対して先方は何ら反響がございません。もう少しこういふふうにしてくれということを書いて参りません。こういう関係がありまして、非常に延び延びになつておつたのでありますが、最近そういう工合で各省間の割り振りがついた。それ

れから第一年度であることしの事業がだんだん進んでいくことになるかと思ひます。その間、さつき大臣がおつしやつたように、各省間で非常に猛烈な取り合いをすると同時に、日本側の業者も円クレジットに入れてもらいますと、非常に条件がよろしいものでございまして、向うへ行つて非常な過当競争になるというふうな騒ぎもございまして、大体今日問題は片づいて、これから始まるだろうと思ひます。

○石野委員 クレジットの問題についてはまだいろいろありますけれども、実際にクレジットを叫んでも、効果が出てこなければ何もしないで、そのなかでは輸出の増強にはならないのだから、あまり実のないことを、大きいことを言わないようにしてもらつた方がいいのではないかと、私は思ひ思つております。

それから、先ほどのインドの話などでも、向うの方にもせり合いがあるけれども、こちらにもせり合いがあるというところを大臣が言つておられるが、その通りなんです。輸出における過当競争というものは、これは非常に輸出増強のためのガンになつておるし、また事実上こちらにも損が出ておるというところを言えると思ひます。この過当競争に対しては、今政府はいろいろふうな対策を考慮しておられるのか。これはまた通産行政でもありましようけれども、これらの問題については何か規制する考えがあるのかどうか、一つその点を伺いたい。

○佐藤國務大臣 この過当競争の面につきましては、あらゆる機会に業界の自衛、注意を喚起して参つておるようでございます。しかし、ただ行政的な指導だけでなかなか効果が上らないというのでございまして、通産省におきましては、この国会に、輸出取引法といひますか、輸出入取引法、そういう法律を整備する予定ではないかと思ひますが、これは通産省の方の所管でございまして、その方に譲らしていただきたいと思います。

○石野委員 過当競争に対しては手当をするという考え方だということを承りました。

それから、先ほど、大臣は、輸出増強については最後に輸銀のワクが非常に問題なんだ。――それでその輸銀のワクを、それでは輸出を増強するため、今日大蔵当局としてはどういふふうの点をこの際聞かしていただきたい。

○佐藤國務大臣 本年内の資金はまだ余裕がございまして、従ひまして、本年特に処置をとるといふ必要はないかと思ひます。しかしながら、来年度の予算編成に當りまして、財政投融資計画を立てるに當りましては、やはり増加の方向で考えていかなければならないんじゃないか、かように考えております。

○石野委員 輸出の問題に関連して、先ほど賠償の問題が大臣から言われておりますが、賠償の問題については、これは向うの現地で聞きますと、みな賠償物資というものが非常に割高なんだというところ、きわめて不評判である、そういうところが一つあるというところ、それからまた、賠償問題に関連して、ビルマなどでは実質的にやはり賠償の増額を要求するという面も、ビルマのウー・ヌー氏あたりが言つておりました。それから、もしそうでなければ、むしろ早期支払い、繰り上げ支払いをしてくれというふうなことも言つておつたわけですね。こういう問題は各所にいろいろ問題が出ておると思ひます。私は、こういうような賠償問題とを契機として、かえつて現地で不評判を買つたような結果が出たのでは、輸出の増強には何もしないんじゃないかと思ひます。そういう点について政府はどうかお考えになつておられるか。

○佐藤國務大臣 ただいま石野委員が御指摘になりました通り、うまく賠償協定と結びついたら、わが国の貿易伸張に必ず役立つ、しかし、同時に、これが悪用されるところに生ずるであらう、こういうことで、特に実施の状況について各省力を合せて一つ監視しようじゃないか。品物が高くなることだとかいうような点については特に留意して、また通常貿易を阻害するようないことがあつてもおもしろくないだろう、こういうような観点から、この賠償の実施を誠実にやうという考え方で、賠償の実施をもう少し監視、指導してみよう、こういう考え方でおります。

同時にまた、貿易の問題と結びつけて、ただいま御指摘になりました、たとえば賠償の繰り上げであるとかいふような問題、これについての研究もいたしておりますが、ただいまのところ、賠償の繰り上げ支給ということにはまだ考えられないというのが結論でございます。

同時にまた、賠償に対しては生産財というものを主に考えております。その価格は適正でなければならぬこと

は、ただいま御指摘の通りでございますが、これに消費物資を充てることのできるかどうか、こういう一つの問題がある。ただいまのところでは、消費物資を直接賠償の対象にするとは、これは必ずしもいいことだらう、しかしながら賠償に結びつけることも可能ではないだらうか、こういう方向で実は考えております。しかしながらそれは、相手国からの要求があるものでなくて、相手国からの要求があればそれに応ずるということが可能ではないか、こういうふうな考え方でございまして、御指摘になりましたように、いろいろ賠償実施については、扱う品物について、また支払い方法、これは主として繰り上げの方法でございまして、その繰り上げの方法であるとか、あるいは価格、これらの点でいろいろ注文もことにまた批判もいたされておりますが、適正な賠償実施、これを監視、指導するという政府の考え方でござい

○石野委員 今、監視、指導するため、特に何かやはり機構的なものを設けるとかいうことを考えておるのですか。それはどうですか。

○佐藤國務大臣 別に機構的なものを考える必要はないと思ひます。ただ、今担当の外務省の方でやつておるようでございますが、実施がおくれたり、あるいはまた実施上の面においていろいろ批判を受けておるようでございますので、こういう意味からまず指導したい、かように思つております。

○石野委員 最後に、私は、今の経済界をどういふようにしてよくするかという問題については、政府も考えてお

るだろうけれども、われわれはもつと真剣に考えておる。実質的に政府が言っておる通りに、横ばいと調整期の段階ということよりも、むしろ見通される限りでは悪条件が重なっておると思ふ。その悪条件が重なっておるときに、輸出の問題は非常に重要だと思ふ。その輸出増強のためには、われわれはやはりいろいろな輸出のための政策的な操作もしなければならぬが、他面から見ると、やはり輸出製品に対するコストの問題も非常に大事だと思つておる。コストの問題で特にわれわれが前から申しておつたことですが、現地に参りまして、東南アジアなどに参りますと、日本の商社の方々が特に鉄鋼材を安くしてくれということ強く言つてゐる。材料を安くしてくれということ言つてゐる。このことは、やはり、現地におけるところの、各国との競争の中で占めるウェイトが非常に大きいということの意味を以てゐるのだと思ふ。そういうことから考えますと、私は、この原材料を安くせよということ、輸入材料に多くの部門をたよらなければならぬ日本の貿易構造の問題について、非常に大きな考えるべき問題があるんじゃないかというところを考へるのです。そういう点から、やはり日本の貿易構造の問題で、原材料輸入の仕入地というものを、もう少し政府は政策的な面から考へ直さなきゃならぬ段階にきているんじゃないか、こういふふうに私は思ふのです。それと同時に、また外貨を確保し、国際収支をよくするために、アメリカとの関係では非常に大きな額の輸入超過になっておるわけです。それ

で、昨日通産大臣は最近のアメリカとの輸出入の状況はよくなつてきておると言ひますけれども、しかし、それは微々たるものであつて、その大綱を動かすものではないというところはつきりしております。対米関係、特に北米関係におけるところのいわゆる輸出の關係からくるアンバランスというのは非常に大きい。これはとても今のような状態では十年たつても回復できない事情だ、こういふふうに思ひます。そういうところから、私は、政府が貿易構造の問題、特に原材料の輸入の仕入地の問題等について考えなくちゃならないことが一つ。それから、先ほど大臣は東南アジアに進出してゐる中共製品は最近進出のテンポが鈍つておると言ひましたけれども、実はそうじゃないと私は見て参りました。事實上中共の製品は日本の製品より大体一割安で売つておられますし、どこに行つてもダンピングなどたれも言つてゐない。所定のマージンをみなとつておるわけです。そういうところの中で見られることは、いわゆるコマースのコストを切つての競争というよりも、むしろ資本主義生産と社会主義経済における生産とコストの競争になつておるのだというふうに私は見て参つたわけです。そういう点から見ましたときに、日本のコストを低下させるということについての輸入原材料の仕入地変更というものは、きつめて重大な意義を持つておるうちに私は思つておるのです。外貨をよく確保しようという立場に立つておる大蔵省の建前からすると、貿易についてはそういう面でも相当強い意見を述べてもらわなければならぬのではないかと

うに私は考えますが、そういう点について、あまりにも過大な輸入超過になつておるアメリカとの貿易構造を中心とした貿易構造の問題についての構造変化という問題を、大蔵省はどういうふうにお考えになつておるかということ、この際一つお聞かせ願ひたい。

○佐藤内務大臣 輸出品のコストを下げる。これは、ただいま言われる貿易構造というが、原材料の仕入地、これを一つやれ、あるいは直接の生産費を安くする、あるいは金利の問題があつたり、あるいは労働の問題があつたり、いろいろの条件があるだろうと思ひます。とにかく、安い品物を、しかも良質のものを出す、そういう建前からあらゆる工夫をしていかなければならぬことはもちろんでございます。そういう意味で、貿易構造という御指摘でございますが、原材料の仕入地を選ぶということ、これは最も大事なことだと思ひます。それで、日米貿易を一つの例にとつて申されましたが、日米貿易ばかりじゃなく、たとえば手近な砂糖なら砂糖という問題をとりましても、遠いキューバからとるよりも、東南アジアの諸地域からとつた方がよい、こういうふうな御議論もあらうかと思ひますが、これなども、どうも東南アジアの方が非常に価格が高い、こういうふうな意味で、現在のような自由経済の面にまかしておきますと、やはり安いところに行く。ただ、共產地域との貿易は、今日まだ必ずしも順調に参つておりません。自由に参つておられませんか、そういう地域を含めれば、あるいはもつと安いものが入つてくるかも知れません。鉄鉱石等に

ついてのねらいであるとか、あるいは燃料炭であるとか、こういうようなものについて特殊なものが考えられる。かねてから中共貿易を特に心から希望しておられますもの、こういう点に実はあるのではありません。ただ、御指摘になりました日米間の貿易の帳じりの問題でございますが、ことしの貿易はよほど改善されてきておる。これは数字の上で高崎通産大臣が本会議で説明した通りでございます。一昨年ですか、非常に貿易が片寄りまして、十億ドル前後の赤字輸出であつたとか、帳じりの面からいふような大きな輸入超過になつてゐる。こういう状態は改善されて、順次正常な状態に返りつつあるのではないかと思ひます。問題は、特定の地域と貿易をやめてしまふ。積極的にそういう意図はないにしろ、そういうような状況の起きていることは、まことに私も遺憾しく思います。それで、これは貿易地域が拡大され、そして、貿易に関する限り、とにかく通常に行われるような事態が一日も早く出てくることを望ましいこととてございす。また、東南アジア諸地域等においても、原材料等において、その原材料が品質の面において満足がいかなかつたり、あるいは価格の面において相当高くついたりするようないことがありますと、なかなか、地理的關係だけでは、この仕入地の変更などはできないのだらうと思ひます。しかし、御指摘になりましたような面において工夫をして、そして良質なものをできるだけ安い価格で生産するように、産業界を指導し、また政府も協力する。これは御指摘の通りでございます。

○石野委員 今の問題で、私は、貿易構造を変化せよということの大きな理由の中には、東南アジアなどは、非常に力のない、経済的には弱い国々であるし、そこに持つてきて、また日本の方の輸出超過の状態になつておる。こういう状態を考えますと、やはり非常に輸入超過の多いところから輸入の仕入地変更をしまして、そちらの方から買ふとか、あるいはまたその方向に影響の出るような形で——たとえば中共の問題などがあるわけです。中共市場で買ひ付けることによって、今度は東南アジアに影響が出てくるような、三角になるか復讐になるかわからないけれども、そういう關係のアジア貿易への転換というものをしないと、恒常的な国際収支の正常化というものは確保できないのではないかと。特に東南アジア貿易拡大のために、中共を無視してはとも伸展するものでないというところを、しみじみと私はあそこで見参つたので、そういう点については政府としても真剣に考へてもらわなければならぬと思ひます。そういう点については、大蔵大臣は、インドの方に今度は参られるし、東南アジア諸国の諸君といろいろひざを交えてお話しなさると思ひますけれども、向うの実態というものは、当然中共を無視してはともできないというふうな実態に置かれておるというこの事實は、やはりわれわれはただ概念的に否定しておつてもだめなんです。事実がそうなりはつきりつからず、その実情をやはりはつきりつかんで、世界政策の中でアジアのあり方というもののについて、もつと政府が積極的に考へていた

だくべきだと思はれます。これはもちろん通産政策と大蔵大臣の何は違ひあつたとしても、大蔵大臣は、国際收支の所管者として、そういう点について強い御意見と何を抱いていたか、最後は大蔵大臣の御意見だけをお聞きして、私の質問を終わります。

○佐藤内閣大臣 先ほど来申し上げた通りでございます。特に、最近東南アジア諸地域を視察して参られました石野さんの御意見は、十分伺つて参りましたと思ひます。

○早川委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は、まず最初に、大蔵大臣が国会の開会中に海外に行かれるという問題について、敬請に警告をいたし、特に重ねて御反省を求めたいと思ひます。

申すまでもなく、今次国会は総選挙後に初めて開かれる政策論議の国会といたしまして、与党と野党とが政策を中心として初めてここに相まみえることになるわけであり、前国会が首班指名の特殊の任務の特別国会であることを考へまして、特に今度の国会は、そういう格別の意義を持つております。なお、政府は、来春の参議院選挙のことを考へて、特にこの国会には重要法案と目されるべき諸法案を多く上程いたしてあります。言うならば通常国会の繰り上げ国会といわれておるわけであり、しかも、当面するわが国の経済状況というものは、これは動かすべからざる不況事態である。何と政府与党が龍舟を弄されても、私はあとで論じたいと思ふのであるが、これは不況な事態である。だから、不況対策のために国会がしかるべき施策を講ずべ

しというところは、あげて国民の世論であります。そこへ加えて第二十二号の案、あるいは台風のやつて参りまして、災害は非常に大きなものである。当然、これは、政府与党がどんなに考へておられましても、補正予算を組まずしてこの事態は解決することができ得ないと思ひます。こういう重要な国会に、あなたは国会を外にしてまき、海外に出かけようと思はれておる。さらに糾弾すべきことは、しばしばわが党の国会対策委員会が議運を通じてあなたに申し入れた、すなわちこのような今次臨時国会の性格にかんがみて財政演説をなすべしという強い要求に対して、も、かたくなに耳をかさず、そのことをなす、いきなり行つてしまふ。まさき乱暴な行つてしまふ。あなたはないと思ひます。あなた

の御説明によると、今度のIMFの総会こそは重要な総会である、特に各国は総務として大蔵大臣を任命しておるから云々と言ひますけれども、しかし、このIMFの機構は、あらかじめ大蔵大臣がなるべき総務に事故あることを仮定して、総務代理として各国は中央銀行総裁をその任に充て、総務に事故ある場合に備えておるわけであり、ここに総務代理として任命されておられます山際日本銀行総裁、この人は現に行かれるわけであり、私は、この総会なりあるいはIMFの年次総会、もとより重要な会議ではあるが、こればかりでなく、申し上げるまでもなく、これは一つのポイントに限る問題であらうと思ふ。わが国財政経済全般を論議しなければならぬこの国会の任務の比重から考へて、いずれを重しとするか、私は、この点はあなた

が十分判断を要すべき問題であらうと思ふ。申し上げるまでもなく、国会は国権の最高の機関である。しかも、このように重要な臨時国会であつて、政策を論じ、財政措置を講じ、不況対策を論じ、特に災害復旧のために必要な財源措置をせなければならぬ。これをみんなはたしておいてあなたは行つてしまふ。余人ももつてかえがたいと言ひたい。これは日本銀行総裁山際君が行かれるのだから、しかも彼は総務代理であるから、彼をしてなさいめられるではないか。私は、藤山愛一郎君でも外務大臣が勤まるのだから、山際日本銀行総裁をもつて日本政府代表が勤まるはずはないと思ふ。あなたは国会を何と心得ておられるか。私は、こゝろより国会を軽視の前例が今後とも認められていくことであるならば、国会の威信というよりも、国会の機能というものが大へんに損害されるということを最もおそれざるを得ないと思ひます。あなたは国会を重しとされておられるのか、それとも、この際一べん海外へ行つて気分を晴らしてきたい、ということでもあるまいけれども、少くともそんなことに便乗してこの重要な国会を外に旅行されるということは、国会を軽視するはなはだしきものと断ざるを得ません。あなたはこれに對していかなる反省をお持ちになつておるか、一べん所見を伺ひたいと思ひます。

○佐藤内閣大臣 国会開会中に外国に使用します。私自身も、御指摘の通り、いろいろ誤解を受けはしないかと非常に心配しておる事柄なのであります。私は、外国へ出かけることが直ちに国会軽視という結論になるとは、必ずしも考へません。そういう意味で、皆様方の御了承を特別にお願いしておるのであります。今日開かれておる国会が重要なものであることは、私もよく承知しておるつもりであります。私は一つのことから二つの仕事をすること、うわけで、大へん申しわけない次第でございますが、いましばらく時間をかしていただいて、そして、こゝろ十日ばかり外国へやつていただき、帰りましたら十分に国会の使命達成のために全力を尽す、一つその働きを見ていただきたい、かようにお願いする次第であります。

○春日委員 あなたが一つのからだで二つの任務を持つておられることは私も当然知つておる。けれども、今私が論じておることは、二者択一、いずれを重く見るかということなんです。現に予算委員会が開かれんとしておるけれども、衆議院では予算委員会はずいぶん一日しか論じられない。参議院は、開こうとしても肝心のあなたがいないわけ、国会の機能はついに麻痺した状態に陥つておるんですよ。このことに対してあなたが責任がないということ、私は、あなたは政治家的良心を疑わざるを得ません。私は、この問題についていろいろ論じたいんだけど、時間も、時間がないから、次の問題に入ります。

ついででありますから外務局長に何うが、今度のIMFの議案には増資の事柄が含まれておると思ふわけであり、わが国は二億五千万ドル出しておるが、さらにわが国の側からする増資の希望があるといわれておる。そこでは私は伺ひたいが、出資増をあえて必

要とするところの積極的理由は何か、この点について伺ひたいと思ひます。

○酒井政府委員 IMFの増資につきまして、これは各国からいわれる国際流動性の増加という問題が持ち出されております。御存じのように、終戦直前にIMFの仕組みが考へられたわけであり、当時から比べますと、世界の貿易はほとんど倍に當るような大きな伸張を遂げております。従いまして、IMFの資力としてもこの辺で当然ふやした方がいいのじゃないか、当然ふやした方がいいのじゃないか、世界貿易に対する比率からいって非常に少いんじゃないか、こゝろのこと増資が唱へられております。これには五割増資というような話もあり、それから倍額増資という話もございます。おそろく、増資しようということは総会においてどこからか提案をされまして、具体的な数字がきまるのは来年の総会だと思ひます。わが国としてこれになぜ出資するか、こゝろの問題でございます。御承知のように、昨年のような経済危機が参りましたときに、IMFからわれわれは一億二千五百万ドル借りたわけであり、増額の四分の一だけ金で出資をいたします、この分につきましては無利子で、いつでも借りられる格好になっております。従ひまして、国際收支の一つの……

○春日委員 時間がありませんから、特にこの際増資を行わんとするわが国からする積極的理由……

○酒井政府委員 増資を行わんとする積極的理由は、さつき申し上げました流動性をふやす、そして、わが国としては、そこに増資をしても、その出資分だけはいつても無利子で借りられ

三三

る。外貨準備金と同じように考へていいのじゃないか。それによつて世界経済が流動性を回復して貿易がさらに伸展するということに貢献すれば、わが国としても応分の増資をしようということでありませう。

○春日委員 そのとおりですが、たとえば、カナダ提案のごとく一律に倍額増資あるいは五割増資というような提案がなされる場合のわが国の態度と、そういうような情勢のない場合におけるわが国だけの出資増の申し込みと、そこはそういう点があるように思われるわけですね。たとえば台湾が五億五千万ドル出して日本が二億五千万ドルでは少いから云々、というような点もあるだろうと思ひますが、そういうような一律増資の行われない場合においても、わが国単独の増資を主張されるのであるかどうか、この点を伺います。

○酒井政府委員 ほかの国が全然増資を要求しないのに、日本側が増資を要求するということは考へておりませう。

○春日委員 ちょっと伺いますが、九月二十三日の日報の報道の記事によると、たとえば本年度貿易輸出のバランスが三億ドルの黒字を出した場合といえども、実質的には結局米輸出銀行からの農産物借款一億一千五百万ドル、これも新規の棉花借款による繰り延べ分と相殺してなお六、七千万ドルの返済は見込まなければならぬないかと、マイナス材料を相当含んでいるから、従つてグラント・トータルすると、三億ドルの黒字になつても、三億ドルくらいになるようなこととしても、なおかつ結局一億ドルしか黒字にならない、一億ドルもなお危ないのではな

いか、どう予想される。それだから、かりにこれが二億ドルの黒字のような場合には、一億ドルの赤字になるわけでありませう。さらに、来年度の貿易の輸出の収支の關係によつて黒字がそんなに多く見込まれない場合は、現経済情勢のもとにおいても非常に手持ち外貨の情勢が悪くなる、従つて将来より多く拡大した形で借り入れ得る態勢をここで確保しておかなければならぬから、この際積極的に増資の段取りをつけるのだ、こういうような内容ではないか。この点を伺つておきます。

○酒井政府委員 その前に、ちょっとお断りしておきますが、その今の新聞記事の中で、三億ドルがふえても、農産物借款のエキジムの一億一千五百万ドルがあるから、差し引けば少いといふことではあります、われわれが考へております三億ドル近く——これは今後の模様によりますが、これはエキジムの借款を返した上でそれぐらいの黒字になるという数字でございます。

それで、あとの方の問題でございますが、これは、IMFに日本が加入いたしましたときの状況と現在の状況と比べますならば、日本のあるべき姿といふものは、もう少し各国に比較して大きくなつてもいいのじゃないかという議論もあるわけでありませう。しかし、これは、実際問題として、各国の増資の話し合い、それからIMF事務当局の研究といふものにまかされますので、今から日本だけが特別に増資するというのを、はつきり申し上げるわけにはいかぬと思ひます。

○春日委員 この問題はさらに数字をあけてお尋ねいたすべきであります、またの機会に伺うことにいたします。わが国の外貨事情の前途といふものについて、また先行きの見通しといふものについて、十分この点は研究をして明らかにせられたいと考へております。そこで、特に私がこの際明らかにしたいとおきたいことは、経済の見通しと不況対策についてであります。今横山委員等に対する大臣の御意見の中で、たとえば不渡り手形なんかが減つてきているんだから、これは去年よりもいいんだというふうなニュアンスのある御答弁がございましたけれども、私たちがいろいろ調査いたしましたところ、資料ばかりが出てくるわけなんです。ここに、これまで日報の記事でありますけれども、九月十七日から「不況産業を解剖する」という連載記事がずっと載つております。そのタイトルだけ言ひますと、海運、造船がまるつきりひどい。すなわち、ピーク時に比べると、海運界では不定期船が六分の一、タンカーにおいては三分の一の状態であります。約三十万トンが係船されようという状態である。から船台といふものがほとんどふえていく事象である。効果的な対策がない。造船にそのまゝ響いてきて、社外工に特に非常なしわ寄せがされてきて、大へんな状態だと言つておる。次には、繊維産業については、もう対策といふものは出尽してしまつたから、この際思い切つた荒療治をしなくちゃだめだ。綿糸以外は採算割れをしている。合成繊維にも採算割れを行わなければならぬ事態になつてきている。市況が再び暴落してきている。こう言つておる。次に、鉄鋼なんかは、新鋭設備が遊んでおる。だから減産一方よりしやうがないじや

ないか。また減産の効果も上つていない。今までの需要の多かった薄板にまでこの不況事態が現れてきている。肥料なんかは相ついで人員整理である。需要の急増は望めない。だから、切開手術みたいなものをやつて回生をはかる以外に道はないと言つてきておる。それから、石炭、石油なんというものは、これは大へんなことになつて、ガソリンなんか採算を割つておきておる。こういう状態で、さらに労働の状態はどういうふうになつておるかといふと、これは大へん目立つてきたのは、工場閉鎖と人員整理である。それから賃金の値下げといふような形になつて現れてきておる。これは皆さん御承知の通りであらうと思ひますが、各健全企業においても、このごろでは逆に賃下げの団体交渉が行われ、これが労働問題の大きな課題となつて、センセーションを巻き起しておるわけですね。あなた方はおそれることはこの資料は信頼されるであらうが、経団連は、こういうふうな事態を集約して、こんな統計を発表しておりました。これは特に大臣に目を通しておいたのだといふ僕は思ふのだが、九月二十三日経団連は六月末現在の各産業の操業状態を調べた。これは鉄鋼、石炭など二十九業種について品目別に調べたものだが、なべ底景氣を反映して、一部の産業を除いては、軒並みに操業短縮の状態が著しくなつてきておる。そこで前よりも今はどんなに悪いかといふことですね。大臣は去年よりもことしの方がちよつといひようと思ふと言つておられるが、そうではない統計が現われておる。それは、調査の

対象は八十五品目、そのうち七〇%以上の高度の操業率を持つておるものが三十九品目であつて、全体の四五・九%である。これが前の三月末の調査のときはどうであつたかといふと、これは五十五品目であつて六四%という状態。これがこんな具合に悪くなつてきておるといふおる。それから、操業度が五〇%以下、すなわち月のうち十五日しか働いていない、こういうひどい業種が、品目は十八品目であつて、二〇%。前回は十三品目で一五%。要するに不況事態が激化しておるわけですね。これは経団連の資料ですから、あなた方は信憑性最も高きものとされるであらうが、そういうわけで、大臣が言われたように、昨年よりも悪くないのだ、だから不況対策は講ずる必要はないのだといふことは、これらの資料から考へると、これはどうにもそういうような判断は成り立ち得ないと思ひます。なるほど、水田報告は、この現在の経済状態をさして、これは不況事態ではない、経済の発展における一つの停滞状態だ、こういう新しい表現をしておられる。そういうふうな見方をしないで、まともに物事を見て、それに適切な施策を講ずるにあらざれば、これは国を誤らしめますよ。経済がこれだけしまへば大へんなことですよ。だから、よかれあしかれ、過去の責任は問はず、現在の状態が悪いならば、やはりそれに対する適切な施策を講ずるといふことが、政府並びに国会の義務だと私は思ふ。(適切な施策はこれだといふことを言え)と呼ぶ者あり)そこで、適切な施策は何であるか。これはどういふことであるかといふと、これ

は全く予算の組み方とか、あるいは購買力を持たせるための減税措置とか、あるいは輸出を振興するためのさまざまな措置だとか、あるいは財政投融資の繰り上げ支出とか、そういう施策を講じなければならぬのだし、それをやれと言つて、われわれはこの国会の開会要求をしてきた。その施策とは何ぞやと山本君が言うが、たとえばあの経済基盤強化に関する二百二十一億の金だつて、そういう方向に使えといふことは、われわれが口をすっぱくして言つてきた。ところが、あなたの方は、これは不況事態と認めがたいから、従つてその必要なしといふことで、ほかかむりで今日に至つておる。三月にそのことを言つたが、あなたの方はやらなかつた。だんだんよくなるであらう、横ばい状態であらうと言つておつたのだが、ところが横ばいでなくて二重底である。二重底を突き破つて三重底であらうと、さらにいわれてきておる。だから、私は、今にして政府並びに国会が、この事態を適切にキャッチして、そうしてそれに対する経済刺激の政策を講ずる、これは必要にして欠くべからざる事柄であると思ふのです。大臣は、今までいろいろな行き方がありあつて、とにかくそういう方針はとらぬのだといつてやつてきておられるけれども、そういう頑迷不遷な態度をとられればとられるほど、わが国の経済が悪化の一途をたどつておる。責任重大だと反省していただかなければならぬ。あなたは、こういうような資料があつても、なおかつこれは不況事態ではないと断言することができるのであるか。この点一つ伺つておきたいです。

○佐藤國務大臣 いろいろ経団連や新聞記事等も引つぱられてお話しになりましたが、私、今の状況が昨年より悪くないとか、いいとか、こういうふうに全体としての批判をしたことはございません。先ほどの横山君に對して申しましたように、調整の過程において非常な数の産業部門において摩擦を生じておる、これは率直に認めております。しかしながら、それをもつて直ちに非常な不況だといふことは、どうも言い過ぎではないか。こういう面においては、こういうふうな材料があるのだ、というところは実は申し上げたので、今の経済状況が不振であること、それは別に不況といつたつてちつとも差しつかえないと思ふのです。こういう状態であること、不振といふは、不況の状態であることは認めていい。これを否認するものではないと思ふ。昨年より今年の方がよりよくなつてゐるなど絶対申ししたことはございません。ただ不渡り手形の面で見れば、これは必ずしも昨年より件数はふえておらぬとか、金額はふえておらぬと、まあ、貸金の面においては、ただいま御指摘になりましたような貸下げ交渉というお話もございしますが、これは、人事院の調査等に見ても、やはり向上向いてゐるというか、少しずつふえてきてゐる。あるいは、消費の面においては非常に底力の強いものがあるといふことを実は申しました。けれども、これはそういうふうないいものもある、悪いものもある。そこで、全体の経済の批判といふことが非常にむずかしい。これらの状況から、二、三の産業、たとえば繊維産業そのものをとつてみて、これは今操短もやり、給与ま

で引き下げる、あるいは人員整理をやるとか、こういうことがうわさされておる際に、繊維業がいいなぞと絶対に申しはしません。しかし、ただいま御指摘になりましたものでも、いろいろの見方がある。その後の情勢の推移は別といたしまして、造船業は非常に悪いと言われ、これはいわゆる造船ブームといわれたその時期に比べれば、今の造船業界がいいとは私申しませんが、最近の情勢で、外国からの造船の注文もほつほつまた始まつておる。こういうことを考えてみますと、今そこに書いてある通りの状況でもない、こういうことが言えると思ひます。あるいは、鉄鋼関係について薄板までストックがふえた、こういうお話がございしますが、同時にまた、最近の関西の鉄鋼四社などは、やはり増産計画を立てておるという新聞記事も出ておる。あるいはセメントそのものについて最近需要がふえておる。こういうことで、それぞれの産業には、産業のそれぞれの特殊性というか、事情を異にするものがあるのだ、これを一がいに、経済全般が不況だ、これを一がにに對して対策を立てろといふ言ひ方には賛成できないといふことを実は申し上げてゐる。私どもは、この調整の期間内において、各種産業に生じておるいろいろの摩擦面であるとか、やや不振の状況のものに對しては、それぞれ応急の処置を講じてきてゐる。総体といたしましては、三十三年度予算編成の際に一応考えた線を実施すること、まず一応しんぼりができるのじゃないだろうか、こういうのが私どもの見方でありまふ。ことに労働の面における点等については、そういう見方を

しておるのであります。従ひまして、これは、いろいろたたいま御指摘になりましたような材料もございしますし、その材料を私頭から否認するものではない。しかし、私は、いい方の材料だけ取り上げて、お前は非常に楽な見方をしておるのじゃないか、こういう非難は必ずしも当たらないことも、一つ御了承いただきたいといふことを申し上げておるのであります。

○春日委員 恐縮ですが、時間がございませぬので、私もできるだけ簡単にやりますから、大臣もできるだけ簡単に……

あなたは本年度は予算の原案を執行する形において云々と言つておられるけれども、経済といふものは生きてゐるのだから、生きながらに合せて政策をこらしていかなければならない。現に、三十二年度なんか、予算を立ててみたつて、その通り実行できなかった。だからこそ、七月に、対外収支の逆調克服のための総合金融政策なんかやつて、財政投融資を大幅にぶつた切つたりしている。だから、予算が組んであるからといつて、それに拘泥して、あえてそれに対する補正追加をやらないといふことは、適切なものではないのです。やはり、経済の実態に合せて、国民生活の現状に合せて、その当初予算といふものによつて弁じ切れないような事態が起きてきたら、それに合せて政策を組んでいかなければならぬし、われわれが今こそその施策を講じなければならぬといふことは、繰り返し繰り返し主張してきてゐるが、その問題は短時間で解決ができません。それならば、景気対策について池田さんがこんなことを言つています

よ。これはどうしても何とかしなくちゃならぬ、こういうことが前提になるのだが、大臣のようなことはおつしやつてはいないのだが、そこで、景気挽回策として、少くとも金融行政からこんなことをやつてみてはどうか、やるべきだと言つてゐるのは、預金金利を引き下げて、貸出金利を引き下げて、投資活動を刺激しよう、こういうことを言つておられる。これはあなたの所管に属する事柄であるが、預金金利を引き下げて、貸出金利を引き下げて、そうして事業家たちの投資活動を刺激するような適切な施策を、これは予算を伴わないと思ふのだが、こういうことはお考えになつておるかどうかが、あるいはこの池田構想に對するあなたの所見は何であるか、この際お伺ひしておきます。

それから、もう一つ、それについてどういふ増資免稅復活論を提唱しておられますか。すなわち、自己資本を充足するために、増資の場合の免稅を復活して、そうして自己資本充実のためにそういう方向に窓口を開こうとしておられる。新しい提唱をなされておるが、この二つに對するあなたの所見を伺つておきたい。

○佐藤國務大臣 これは簡単にとおつしやいます、なかなか簡単に答ええかねます。先ほどの議論にもありましたが、やはり事業に對しては金利が大きな問題である。負担である。これはもう御指摘の通りであります。過去におきまして公定歩合を二回にわたつて下げて参りました。同時に、市中の貸し出しの金利もそれに追隨して参つております。大体低金利の方向に向つておる。一面に、預金の金

利は、貯蓄奨励という観点に立ちまして、金利を上げています。銀行の採算という点にもその限度がある。それにだんだん近づきつつある。こういうところから、一面で預金金利も下げ、さらに貸し出しの金利も下げたらどうか、これも私は思ひつぱな意見だと思ひます。直ちにこれを実施するという意味にはとっていただいては困りますが、これは思ひつぱな意見だと思ひます。今日私どもが採用いたしておりますものは、一面において貯蓄奨励もしておりますし、また金融の金利を国際金利水準にさや寄せさせるといふ基本的な考え方も持つております。この意味から申しますならば、日本の貸出金利が高い、そうしてそれが、一面において、その……

○春日委員 解説は要りません。池田構想について反対かどうか。あなたも飛行機に乗らなければならぬようだし、私だって用事があるのだから、短時間でやらなければなりませんから、解説は要りません。

○佐藤國務大臣 きようは乗りません。(笑)

○早川委員長 なるべく簡単に願ひます。

○佐藤國務大臣 従ひまして、今申しましたように、池田構想といふものは実に思ひつぱな意見だといふことを実は申し上げております。

○春日委員 だから、それをやるかやらないか。

○佐藤國務大臣 直ちにやるということとは、必ずしも今日やれとまでは言っていないだらうと思ひます。これはやはり全部の準備といふものが必要でございします。

○春日委員 積極的に下げさせて、経済活動に刺激を与えるべきであるという考えを言つております。これは景気対策として言つておるんですね。

○佐藤國務大臣 ただ、時期的な問題としては、今日直ちにということは無理だらうと思ひます。これは過去において公定歩合を二回下げた。市中金融もこれに追随してきている。こういう状況でございしますので、いましばらくこの経過を見させていたきたい、この考え方はそういう意味でございします。

第二は、増資減税。事業の資本構成という観点に立ちまして、私どもいろいろ工夫をいたしておるのでございします。これは、今日の日本の産業の弱さといふか、この点では内部蓄積が非常に少いといふこと、概して申せば、おそらく自己資本によるものが三〇%、七〇%は金融によつておる、こういうふうに申してもいいかと思ひます。事業經營をしておる。こういう意味で、やはり事業を強化する、資本蓄積を強化する、こういう方向で指導していかなければならぬと思ひます。今日ただいまいう増資減税といふか、資本減税といふか、こういうようなことも一つの案だと思ひますが、これは、一つだけ取り上げて、それを直ちに実施するといふことは、なかなか困難なこととございします。長い間の日本經濟のしてきたりがございしますので、これこそほんとに腰を据えて十分検討して参る、そうして各方面から結論を出すべきことじゃないか、こういうふうに思ひます。幸いにしてただいま税制の問題と取り組んでおりますから、そういう意味で、この問題も、実施をお約束するわけではございせんが、もちろんその検討の対象になつておるといふことは申し上げ得ると思ひます。

○春日委員 池田さんは現内閣の閣僚の一人であり、特に大蔵行政についてベテランであることは自他ともに許されておる人なんでしょう。この人が、打開策としては、次の景気回復政策を早急に実施し、国民總生産の増大をはかるべきである、こう言つておるのです。こういうことも考え方の一つだといつて、一つのプリンスブルを持たしておるのではない。これを早急に実施して、そうして国民總生産を刺激して、景氣の回復をはかるべきだといふことを、あなたの方の内閣の閣僚の一人であり、あなたの前任者であられるこの人が言つておられるのです。だから、あなたは、こういう提示されておるところの構想に対して、賛成であるか、反対であるか、これをお伺ひをしておるのです。私は、せつかくの機会だから、これをあなたから伺つて、池田さんはこう言つておるし、あなたはそれに反対するのなら反対でいいんだし、賛成ならそういうふうになると国民は期待を持とうし、そういう方面から景氣回復のいわゆる不況対策といふものも、われわれが要求するがごとくには講じられなければならぬ、他の側からかくのごとくに手が打たれているのだといふ希望も持てる。何にもやらなにか、何かやるのか、これだけでもわかると思ひます。だから、池田さんが言つておられるように、これは早急に実施すべきだといふこの考え方に對する現所管大臣の所見は何であるか、これを一つ端的に述べられたい。

○佐藤國務大臣 実施については慎重でございします。

○早川委員長 春日君、もう大体議論は白熱しておりますし、時間でありまして、簡単に願ひます。

○春日委員 これは、誤解を与えますから、一つだけ聞いておきたいので。私は明年度の税制改正の構想などについて伺ひたいと思つておたが、時間がないから、この点だけを明らかにしてもらいたい。あなたの横山君に対する答弁では、明確であつたようで、かつないのだから、それは重油税とガソリン税、これは増徴する方向で研究をしておるとおっしゃいました。すなわち、これは増徴するといふことについて、大体あなたの考え方、大蔵當局の考え方は決しておるものかどうか、これが一点、それから、売上税は、方向を、かけるともかけないとも今のところきめていないと言われたのです。この問題について、たしか九月の十七日だったと思ひますが、河野さんが岐阜へ来られて、そこで記者会見をされ、そこで発表されておるところによると、減税を公約した自民党がここに増税をやるなんといふことはとんでもないことだ。従つて、売上税なんかはもつてのほかだといふ見出しで、これは記事になつて全国に知れ渡つておるのです。それで、方向をきめていないといふことと、総務会長であるところの河野さんのもつてのほかだといふ言葉とは、だいぶ実体が違ふと思ひます。それはもつてのほかであるのか、それともかけるかもしれないが、かけないかもしれないといふような状態なのか、どつちがほんとうなのか、この点だけ明確に——国民は売上税をかけられる

のじゃないかと非常に疑心暗鬼になつて心配しておるから、方向がきまつてないのか、それとも河野さんのもつてのほかなのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 第一段の揮発油税、軽油税、これは増税の方向で取り上げてるということとでございします。

第二段の売上税といふ問題は、実はそういう質問を受けることすら私ども意外に思つておるので、私どもの頭に全然そういう問題が彷徨しておらぬといふことを実は申し上げておる。ただ一部においてそういうことを言つておる人があるといふ状況であります。それで、おわかりだと思ひます。

○春日委員 それでは最後になります。あなたが何うことができないの、非常に残念だが、私は、これだけのことを、次の委員会までに、責任者から明確に調査の上、一つ本委員会において御報告を受けて、質問をいたしたいと思ひます。

それは、北國銀行のから荷証券に對する振替融資、これは銀行局において当然おあずかりになつておると思ひます。これは刑事事件にまで発展して、目下檢察當局において調査中であらうと思ひますが、さきにも千葉銀行事件があり、今回は北國銀行事件があり、こういう不正融資が行われたといふことはきわめて遺憾である。丸益に小さい銀行から十四億の不正融資をしておるといふことは、これは金融機關の性格から考へて私は断じて許すべからざることで考へておる。ほんとに検査権が嚴肅に行使されておるかどうか疑わざるを得ません。従ひまして、この北國銀行のから荷証券事件といふものがどういふこ

とになっておるのかということの真相を明らかにして、預金者の不安を一扫するために、厳肅な態度をとつてもらいたい。

それから、もう一つは、例の証券の名義貸しの問題です。これは大きな脱税を伴つて、これまた大きな刑事事件になつておる。これはその後大蔵省は一体どういふ工合に取り扱つておるのであるか、かつまた国税当局はこの脱税に対してどういふような執行を行なつたか、これを明確にして、一つ御調査の上、次の委員会において御報告を願つて、それに対して私の質問をさせていたきたい。

以上で私の質問を終わります。

○早川委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。先刻議長において承認になりました国政調査の各事項に関する調査のため、税制並びに税の執行に関する小委員会、金融及び証券に関する小委員会、国有財産に関する小委員会及び専売事業に関する小委員会の四小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、設置するに決しました。

なお、各小委員の員数はそれぞれ十名とし、小委員及び小委員長の選任につきましても委員長の御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

では、追つて公報をもつて小委員及び小委員長を指名いたします。

また、小委員及び小委員長の辞任並びに補欠選任等につきましても委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次回は来たる七日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和三十三年十月七日印刷

昭和三十三年十月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局